

『卯花日記』(文政十二年)にみる神武天皇陵の探索

——「塚根山」と「白かし尾」——

外池 昇

はじめに

「なかみち」

「津川氏」

翻刻・引用

一 神武天皇陵の探索

「カシフ」説―竹口栄斎『陵墓志』―

「加志」説―本居宣長『菅笠日記』『古事記伝』『玉勝間』―

「御陵山」説―蒲生君平『山陵志』―

二 『卯花日記』にみる神武天皇陵

「あなくり求てまさしくた、しなん」(四月二十二日条)

「字ミサンザイ」「うたがひもなき八井命の御墓也」(四月二十二日条)

「白かし」「こゝなりとさだめ侍りぬ」(四月二十六日条)

「白かし尾」「うたかひの晴たることのうれしさ云ばかりなし」(四月二十七日条)

おわりに

註

はじめに

『卯花日記』は、「なかみち」によって著された文政十二年四月十七日から同年五月十日にかけての道中記である。ここでこの道中における「なかみち」一行の行程を『卯花日記』の記述からたどると、四月十七日に「難波」を発ち、同日は「たいま(當麻)の里」(現、奈良県葛城市當麻)の「岩屋」という宿屋に泊。翌十八日から晦日までは「家父の古郷」であり「親族」も多い「今井の里」(現、橿原市今井町)に滞在し、この間近傍の天皇陵等を見学して回った。五月一日は「池内村」(現、御所市池之内)に泊まったが、二日から五日までは再び「今井の里」に滞在。六日には宮滝(現、吉野郡吉野町宮滝)を見に出掛けて「上市の川(吉野

川）むかひ丹治村（現、吉野町丹治）」に、そして翌七日も「上市の里」（現、吉野町上市）に泊、八日に「今井の里」に戻った。そして九日には「難波」からの連絡によって急ぎ帰宅することになり、十日には「難波のふる郷」に着いた、ということになる。

さて本稿は、この道中の記録である『卯花日記』に、天皇陵、中でも特に神武天皇陵についてどのように記されているかについて考察し、かつ当時の神武天皇陵研究の動向、具体的には竹口榮齋・本居宣長・蒲生君平の研究とあわせてみようというものである。

### 「なかみち」

「なかみち」については『卯花日記』の著者という以外に明らかにできることはほとんどないが、それでもその『卯花日記』の記述から読み取ることができる幾許かの事柄がある。殊に次の記述は、「なかみち」について知るための良い参考になると思われる。「年比すきわひの事しげくしてさるわさ（引用註、天皇陵等に参拝すること）もなしがたかりしに、今ハ継子に跡をゆつりてかくれ居に住身なれ八年比のねかひはたしなん」（四月二十二日条）、つまり「なかみち」はかねてより天皇陵等への参拝に強い意志があったが、「継子」に跡を譲って隠居の身となったのでそれが実現できるようになった、というのである。このことと、「今井の里」について「此所ハ家父の古郷なれハ親族も多く、おのれもをさなきより常にゆきかひて堂兄弟イトコの

多ければ従兄弟によるこびて物をなかし情けをのへてねんころにもてなし何くれとかたらひて」(四月十八日条)と述べていることを合わせて考えると、「なかみち」は、今は「難波」での隠居生活であるが、自身にとってこの「今井の里」はまさに「古郷」なのであり、しかもこの時点に至るまでなお濃い交流が保たれているというのである。さらにまた、「やつかれおさなき時此五条野に相知る禪宗の大徳有てしばらく此村(引用註、五条野村)に住侍りし事あり」(四月二十二日条)ともあり、その事情は記されていないものの、「なかみち」が一時期、天皇陵・古墳が点在する地域での生活も経験していたことが伺われ、本稿の視点からまことに興味深い。

さて『卯花日記』は、「なかみち」の自筆かと思われる写本が宮内庁書陵部図書寮文庫に所蔵されている。これは、宮内庁書陵部の「書陵部資料目録・画像公開システム」で函架番号三五一一五五九とされているものであり、本論文への『卯花日記』の引用はこれによる。同本の末尾には『卯花日記』の著者として「なかみち」とあり、これが本稿において『卯花日記』の著者を「なかみち」とすることの根拠である。<sup>(2)</sup>

それにしても、同本を収めた「書陵部資料目録・画像公開システム」では、「なかみち」ではなく「長道」と漢字を充てているのは、どういうことなのであろうか。以下に述べる事柄はこのことを考える手掛かりになるであろう。それは、『卯花日記』が今日みられる形で成立

した文政十三年五月五日以降に著された次の二点の史料には、「なかみち」のことが「津川長道」と記されていることである。それは、中條良蔵が安政二年四月に著した『御陵并帝陵内敷与御沙汰之場所奉見伺書附』<sup>(5)</sup>（以下、『書附』という）と、大澤清臣が明治十一年十一月に著した『畝傍山東北陵諸説辨』<sup>(6)</sup>（以下、『諸説辨』という）である。これらはそれぞれ「神武田」に神武天皇陵が造営される以前（『書附』）と以後（『諸説辨』）に著されたものであるが、その論旨は、神武天皇陵が造営されるであろう（『書附』）、あるいは神武天皇陵が造営された（『諸説辨』）場所として、「神武田」がもつとも相応しいことを関連史料の引用とその検討を通じて立証したものである。これらはともにそこに引用された史料に『卯花日記』が含まれており、ともにその著者を「津川長道」とする。いったいなぜ、これらは「なかみち」を「津川長道」とすることができたのであろうか。「津川」も「長道」もそれぞれ問題であるが、ここではまず「長道」からみることにしたい。

これについては、概ね次のように考えることができるのではないか。つまりこれらの史料が作成された頃には、その後見ることが出来なくなった『卯花日記』の写本が存していて、そこには「長道」との文字があったという可能性である。もうひとつはこれらの史料の著者が、いづれもさしたる頓着なしに「なかみち」に「長道」との文字を充てた可能性である。しかしこう考えてくると、やはり少なくとも本稿では「なかみち」との表記を用いるのが良いと思われる

る。

### 「津川氏」

次いで、「なかみち」の姓とされる「津川」についてである。

「なかみち」が「津川」姓を名乗っていたことは、『卯花日記』の末尾に置かれた篠原元博による「題卯花日記後」に、「今讀津川君此篇自 大祖暨上世都陵以至吉野泉石之勝」とあることによつて明らかである。つまり「此篇」とはこの『卯花日記』なのであるから、篠原元博が「津川君」というのはまさに「なかみち」その人ということになる。

「津川氏」との文字は、『卯花日記』の本文中にも二箇所みることができ、一箇所は四月二十二日条の末尾に、「今井の里」に滞在している「なかみち」一行が一日中周辺を歩き回つて戻つた際、「春の日のなかきも西の山に入ぬれハさてハかへらんとて今井にかへりぬ津川氏の家ニハ今西氏称名院の大徳ニ栖我子なんとたつねきたるにけふの諸陵拜ミめぐりし物語して夜いたく更るまで物語しぬ」（傍点引用者）とある部分である。これによれば「なかみち」は「津川氏の家」に居たということになる。「今井の里」の中でも「津川氏の家」が「なかみち」にとつて最も由縁が深かつたことが、ここからもよく伺われる。もう一箇所は『卯花日記』の末尾に近い五月九日条に、「難波より用の事ありて、はやくもかへるへしと申来るにつけてけ

ふは親族明かきの人々に此間よりの札をのべあすは帰りなんとて何くれともの語るに雨のつよく降出てけふハ又津川氏へ帰りて人々の尋ねきたまふに物語して日をくらしぬ」（傍点引用者）とある部分である。つまり、「今井の里」での最後の日に居るべき場所は、ほかでもない「津川氏」であったのである。

また、次のような記述が『卯花日記』の四月二十六日条にみられる。これも「なかみち」が「今井の里」の出身であることの證となるものと思われる。つまり、「なかみち」はこの日、神武天皇陵を求めて探索に出掛けた。まず四条村の「塚根山」へ赴きその後「村長」の甚右衛門に会いその道案内を受けたが、その途次に「千古の都の跡」について「あの小叢生したりける西東へなかき山なん字勘兵衛と里人はいへり」とする。そしてそれにすぐ続けて「なかみち」は「此なんやつかれの親祖父よりの持山なり」と記すのである。

右を踏まえてみれば、「なかみち」は少なくともある時点まではこの「今井の里」の「津川氏」に生活していたが、その後何らかの事情で「今井の里」あるいは「津川氏」から離れて「難波」に出っていたが、なお場合によっては「津川」を名乗っていたということなのであろう。しかし、その間の具体的な経緯は全く明らかでない。

## 翻刻・引用

### 『大和上代寺院志』

右にみた『書附』（安政二年四月）・『諸説辨』（明治十一年十一月）以降における『卯花日記』からの引用は、保井芳太郎著『大和上代寺院志』（昭和七年十一月、大和史学会）にみられる。つまり、大官大寺（現、奈良県高市郡明日香村小山）・紀寺（同上）・久米寺（現、高市郡明日香村奥山）の各条に『卯花日記』からの引用がみられる。<sup>77</sup>

### 『飛鳥京跡関係史料集』

しかし、『卯花日記』の多くの部分がまとまった形で刊行物に翻刻・掲載されるのは、なお暫くの年月を俟たなければならなかった。すなわち、昭和五十五年二月に奈良県立橿原考古学研究所の編集によって『飛鳥京跡関係史料集(2)近世紀行文篇』（昭和五十四年度飛鳥京跡調査概報）付録、奈良県教育委員会発行）（以下、『飛鳥京跡関係史料集』という）が刊行されたが、そこには『卯花日記』の多くの部分が翻刻・掲載されたのである。この『飛鳥京跡関係史料集』は全四冊から成るもので、『飛鳥京跡関係史料集』(1)・(2)が昭和五十五年二月、『飛鳥京跡関係史料集』(3)・(4)が昭和五十六年十二月の発行である。ここでこの(1)～(4)を総じてみれば、『卯花日記』を含めて計三十一の史料が翻刻のうえ収録されている。これらの史料はいずれも、『飛鳥京跡の発掘調査に関連して、飛鳥地方と周辺（およそ旧高市郡を中心とし、周



辺の一部)の中・近世資料を集収した各種の記録・文書類のうち関連あるもの(『飛鳥京跡関係史料集』(1)の「凡例」より)を収録しているのであり、いずれもそれらの史料の大部分が収録されているとは限らない。『卯花日記』についてもこのことは同様で、基本的には「飛鳥地方と周辺」以外は省かれている。

『日本歴史地名大系』

これ以降『卯花日記』は、事典・辞典の類や自治体史等にしばしば引用されるようになる。以下、その例についてみることにしたい。

『日本歴史地名大系第三〇巻奈良県の地名』(一九八一年六月、平凡社)(以下、本文では『日本歴史地名大系』とする)は、多くの箇所ですべて『卯花日記』を引用する。以下、『卯花日記』の記述の順に挙げる。

『日本歴史地名大系』の「大和高田市」の項では、『卯花日記』の文政十二年四月十八日条から「石園坐多久生玉神社」(現、大和高田市片塩町)についての記述を引用する。<sup>(8)</sup>

「檀原市」の項では、四月二十二日条から「今井村」(現、檀原市今井町)についての記述<sup>(9)</sup>と「畝傍山西南御陰井上陵」(現、奈良県檀原市吉田町)<sup>(10)</sup>と「小谷古墳」(現、檀原市鳥谷町)<sup>(11)</sup>と「丸山古墳」(現、檀原市五条野町・大軽町)についての記述を、四月二十六日条から「檀原宮」(現、檀原市久米町)<sup>(12)</sup>と「畝傍山口神社」(現、檀原市大谷町)についての記述を、四月<sup>(13)</sup>

二十七日条から「大窪寺跡」(現、檀原市大久保町)についての記述を引用する。<sup>15)</sup>

「御所市」の項では、五月一日条から「腋上池心宮」(現、御所市大字池之内)<sup>16)</sup>と「池之内村」(現、御所市大字池之内)についての記述を、五月二日条から「野口神社」(現、御所市大字蛇穴)<sup>18)</sup>についての記述を引用する。

「高市郡明日香村」の項では、五月三日条から「許世都比古命神社」(現、高市郡明日香村大字越字宮坂)についての記述を、五月八日条から「石舞台古墳」(現、高市郡明日香村大字島庄)<sup>20)</sup>と「岡村」(現、高市郡明日香村岡)<sup>21)</sup>と「大官大寺跡」(現、明日香村大字小山)についての記述を、五月八日条から「紀寺跡」(現、高市郡明日香村大字小山)についての記述を引用する。

#### 『改定新庄町史料編』

『改定新庄町史料編』(昭和五十八年十一月、新庄町役場)は、「歴史編」で「紀行」の項目を立てて『卯花日記』を取り上げ、文政十二年五月二日条の当時の新庄町(現、奈良県葛城市の一部。葛城市は平成十六年十月一日にいずれも当時北葛城郡の新庄町・當麻町が合併して成立)の範囲について『卯花日記』を引用している。<sup>24)</sup>この部分は『飛鳥京関係史料集』には掲載されておらず、新たに原稿が作成されたものと思われる。

#### 『檀原市史本編上巻』

『檀原市史本編上巻』（昭和六十二年三月、檀原市役所）は、「（史料）名所・旧跡―近世地誌・紀行篇」（以下、「名所・旧跡―近世地誌・紀行篇」という）で、各種の史料から関連する記事を分類・編集して掲載する。以下、「名所・旧跡―近世地誌・紀行篇」が『卯花日記』を掲載する箇所を挙げする。

「名所・旧跡―近世地誌・紀行篇」の「河・池・井」の項では「寺川」（大和川中流部の支流）・「益田池」（現、奈良県檀原市久米町から白檀町にかけて存在していた池）の条で、「陵墓」の項では「畝傍山東北」（現、奈良県檀原市大久保町）・「畝傍山南織沙谿」（現、奈良県檀原市西池尻町）・「中山塚」（現、奈良県檀原市石川町）・「円山古墳」（現、奈良県檀原市五条野町）の条で、「寺跡」の項では「国源寺」（現、奈良県檀原市大久保町）の条で、「神社」の項では「牟佐神社」（現、奈良県檀原市見瀬町）の条で、『卯花日記』が引用されている。

その範囲は、いずれも現在の檀原市域内に含まれている。またその翻刻も、基本的には『飛鳥京跡関係史料集』に翻刻された範囲に限られている。

#### 『川上村史』

『川上村史』は、『川上村史通史編』（平成元年三月、川上村教育委員会）と『川上村史史料編下巻』（昭和六十二年二月、川上村教育委員会）とで『卯花日記』について触れている。以下、それぞれについて述べる。

『川上村史通史編』は、「歴史編」と「民俗・文学編」で『卯花日記』を取り上げている。「歴史編」は「第八章地誌・紀行文にみる川上郷」「第二節蜻蛉の滝・大滝を訪れた人たち」で「津川長道卯花日記」の項を立て、「なかみち」について「大坂の人津川長道は<sup>ながみち</sup>大和国高市郡今井によるべの人もいて、そこを定宿に大和各地の山陵などを探訪して歩いた」<sup>29</sup>（引用中のふりかなは原文のまま）とし、本稿でも注目した「なかみち」の居住地や「今井の里」との関係について言及するとともに、「なかみち」一行が今日の川上村域を探訪した様子を『卯花日記』の記述を要約して述べる。「民俗・文学編」は「第六章文学にたどる川上村の歴史」「第二節紀行・日記にみえる川上村」で「卯花日記」の項を立て、「津川長道」を「博学の人」とした上で、『和州巡覧記』・『菅笠日記』・『大和名所図会』などの記述に思いをめぐらせながら蜻蛉の滝を訪ねている<sup>30</sup>とする。

『川上村史史料編下巻』は、「紀行・日記編」で『卯花日記』を掲載する<sup>31</sup>。それは「なかみち」が現在の川上村域を訪れた際の事柄を記す五月七日条の一部で、そこでは「なかみち」一行は西河村や大瀧村等を訪れ、吉野川や蜻蛉の滝も見ている。この掲載部分は『飛鳥京跡関係史料集』には載せられておらず、新たに原稿が作成されたものと思われる。

## 一 神武天皇陵の探索

すでにみたように「なかみち」一行の大和への道中は、文政十二年四月から五月にかけてのことであったが、この頃の神武天皇陵の所在地をめぐる動向はどのようなものであったのだろうか。

まず指摘しておかなくてはならないのは、この頃に幕府が神武天皇陵として管理していたのは、四條村の「塚山」（すでに述べたように『卯花日記』では「塚根山」とする。本稿は基本的に「塚根山」に従う）であったことである。拙著『神武天皇の歴史学』（二〇二四年、講談社選書メチエ）（以下、前著という）等でも触れたが、元禄十年九月十六日の奈良奉行所の役人の巡回の際に、「村人」が「字塚山」を「神武天皇御廟」と申し伝えている旨答えたことによつて、幕府が同地を神武天皇陵として管理するに至つたものである<sup>(32)</sup>。

そして文久三年には文久の修陵によつて山本村の「神武田」<sup>(33)</sup>に神武天皇陵が営まれた。この「神武田」はすでに松下見林著『前王廟陵記』（元禄九年自序、同十一年刊）と細井廣澤著『元禄十一年諸陵周垣成就記』<sup>(34)</sup>に、京都所司代によつて「垣」が作られる等されて整備された旨記されている。その後「神武田」には神武天皇陵としての（あるいはその候補としての）継続した管理はなされなかつたとみられるものの、「神武田」を神武天皇陵とする動向は近世を

通じて失なわれることはなかった。

以下本稿では、この「塚山」・「神武田」に加えて洞村の「カシフ」あるいは「加志」（またあるいは「御陵山」。本章「御陵山」説―蒲生君平『山陵志』―で詳述）が神武天皇陵として注目されるにいたる経緯を述べることになる。それは、『卯花日記』における神武天皇陵をめぐる記述は、この経緯の影響を色濃く受けていると思われるからである。

### 「カシフ」説―竹口栄齋『陵墓志』―

竹口栄齋は、英齋とも津久井尚重ともいう。没年は寛政十年<sup>(35)</sup>であるから、本稿で取り上げる本居宣長や蒲生君平とおよそ同じ頃の人であり、本居宣長とは直接会つてもいる。

『陵墓志』<sup>(36)</sup>は、竹口栄齋による陵墓研究の集大成である。諸種の史料を陵墓ごとに集成し、「尚重按二」などとして自らの見解を述べる。その神武天皇陵の条には次のようにある。

### 【『陵墓志』】

〔原文〕

予再ヒ往テ尋覓ニ山本村ノ領保良ト云フ所ニ段々ニ築タル岡アリ是畝傍山ノ北ノ尾崎ニノ其形チ南北ニ長ク馬鬣ナルアリ字ヲ「カシフト云」<sup>(37)</sup>其傍ニ小祠アリ天王ト云或ハゴレウト云又

秀水シメツアリ若井ワカ又アカ井ト云按ルニ「カシフトハ古吏記ニ云白禱尾ノ略禱尾ノ轉セル也」小祠  
天王ト云ハ天皇又ゴレウトハ御陵成ベシ

〔現代文訳〕

自分（竹口榮齋）は再び行って探し求めると、山本村の領の「保良」という所に段々に築いた岡がある。これは畝傍山の北の尾崎（山から下がってくる所）であって、その形は南北に長く馬のひげのようになっていいる所がある。字を「カシフ」という（これについては、尋ねるべきである）。その傍らに「小祠」があり（それを）「天王」あるいは「ゴレウ」という。また「秀水」（清水）があり「若井」また「アカ井」という。考えてみると、「カシフ」とは『古事記』にいう「白禱尾」の略の「禱尾」が転じたものである<sup>(38)</sup>。「小祠」を「天王」というのは「天皇」のことであり、「ゴレウ」とは「御陵」のことであろう。

この引用によれば、竹口榮齋は神武天皇陵について当時幕府がそれとして管理していた四条村の「塚山」ではなく、「山本村ノ領保良ト云フ所」、つまり「保良」村の字「カシフ」を神武天皇陵としていることが明白である。その根拠は「カシフ」という地名である。「カシフ」とは『古事記』のいう「白禱尾」の略の「禱尾」が転じたもの、と竹口榮齋はいう。

つまり、竹口榮齋は諸史料の記述の検討に加えて実地における地名や地形、さらに「傍」に

存する「小祠」をも検証の範囲として、該地が神武天皇陵であるとの結論を得たのであった。そしてその論証のための方法として、「予再、往テ尋覓<sup>マツ</sup>ニ」（傍点引用者）という通り、実地調査を重ねることを重んじたのであった。

「加志」説—本居宣長『菅笠日記』『古事記伝』『玉勝間』—

本居宣長は享和元年九月二十九日の没であるので、竹口榮齋よりも三年前に亡くなったことになる。その本居宣長が神武天皇陵についてその著作で言及したのは、『菅笠日記』『古事記伝』『玉勝間』においてである。

『菅笠日記』

『菅笠日記』にみえる吉野道中がなされた明和九年（安永元）には、本居宣長は四十三歳であった。ちなみに『菅笠日記』はこの二十三年後の寛政七年夏に刊行されている。<sup>39</sup>その道中も終りに近付いた『菅笠日記』の三月十二日条に、神武天皇陵についての記述がみられる。といつても一行の関心は他の天皇陵や橿原宮等にも向いていたので、それらとの比較で神武天皇陵が記されることになる。以下、『菅笠日記』の同日条から引用することにした。



【菅笠日記】

〔原文〕

東のかたのふもとに。山本村といふみゆ。慈明寺村は。この岡に北につゞけり。やゝはなれて又北のかたに。四條村といふあり。この四條村の一町ばかり東。うねび山よりは五六町もはなれて。丑寅ウシトラのかたにあたる田の中に。松一もと櫻ひと本おひて。わづかに三四尺ばかりの高さなる。ちひさき塚ツカのあるを。神武天皇の御陵と申つたえたり。されどこれは。さらにみさゞきのさまとはみえず。又かの御陵は。かしの尾上ヲノヘと古事記にあるを。こゝははるかスサキアシナイに山をばはなれて。さいふべき所にもあらぬうへに。綏靖安寧などの御は。さばかり高く大(40)きなるに。これのみかくかりそめなるべきにもあらず。かたゞ心得がたし。

これは当時幕府によつて神武天皇陵とされていた「塚山」についての記述である。それにしても「塚山」は幕府が正式に認めた神武天皇陵であるにも拘わらず、「神武天皇の御陵と申つたえたり」とは何とも素っ気ないが、何しろ本居宣長はこの「塚根山」について「されどこれは。さらにみさゞきのさまとはみえず」として、そもそも天皇陵ではあり得ないとしているのである。その理由として本居宣長は、「又かの御陵は。かしの尾上ヲノヘと古事記にあるを。こゝははるかに山をばはなれて。さいふべき所にもあらぬうへに」として、信頼すべき史料(『古

事記」の記述と現実の地形に齟齬があることと、「綏靖安寧スホセイアンネインなどの御ミは。さばかり高く大きなに。これのみかくかりそめなるべきにもあらず」と、それが余りに小規模であることを指摘する。なお、この引用中「御ミ」とあるのは「御陵」のことである。近世には「御陵」をこのように記すことがある。以下本稿で引用した史料でも、このような表記に拠る場合がある。

### 『古事記伝』

『古事記伝』「二十之卷」「白禰原宮下卷」は天明四年の五十五歳の時に成稿したが、刊行されたのは享和元年の七十二歳での逝去からさらに二十一年後の文政五年であり、これは成稿の天明四年から数えれば三十九年の後のことである。

以下、『古事記伝』「二十之卷」「白禰尾下卷」から、『古事記』の「御陵在畝火山之北方白禰尾上」についての記述のうち、それがどの場所に当たるのかについての議論に相当する部分を引用する。

### 【『古事記伝』】

〔原文〕

書紀には、明年秋九月乙卯朔丙寅、葬「畝傍山東北陵」とあり、諸陵式に、畝傍山東北陵、

畝傍<sup>ノ</sup>檀原<sup>ノ</sup>宮<sup>ニ</sup>御宇<sup>ニ</sup>神武<sup>ノ</sup>天皇<sup>ナリ</sup>、在<sup>ニ</sup>大和國<sup>ノ</sup>高市郡<sup>ニ</sup>、兆域<sup>ノ</sup>東西<sup>ニ</sup>一町<sup>ノ</sup>南北<sup>ニ</sup>二町<sup>ノ</sup>、守戸<sup>ノ</sup>五烟<sup>ノ</sup>、と見えたり、此御陵<sup>ノ</sup>今ハ<sup>サダカ</sup>詳ならず、但<sup>シ</sup>綏靖<sup>ノ</sup>天皇<sup>ノ</sup>の御陵<sup>ト</sup>申傳<sup>タル</sup>ぞ、【里人<sup>ノ</sup>主膳<sup>ヅカ</sup>家<sup>ト</sup>云り、綏靖<sup>ノ</sup>を訛れるなるべし、また綏靖<sup>ノ</sup>家<sup>ト</sup>も申せり、】綏靖<sup>ノ</sup>には坐<sup>マサ</sup>ずして、【綏靖<sup>ノ</sup>天皇<sup>ノ</sup>の御陵<sup>ノ</sup>の事は、彼御段<sup>ノ</sup>に云り、考へ合すべし、】此神武<sup>ノ</sup>天皇<sup>ノ</sup>の御陵<sup>ノ</sup>なるべき、其は山<sup>ノ</sup>本村<sup>ノ</sup>の西<sup>ニ</sup>、慈明<sup>ノ</sup>寺村<sup>ノ</sup>の南<sup>ニ</sup>に連<sup>ツ</sup>きたる高き處<sup>ニ</sup>在て、即<sup>チ</sup>畝<sup>ノ</sup>火<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>の西北<sup>ノ</sup>方に屬<sup>タル</sup>岡上<sup>ニ</sup>にて、正<sup>マサ</sup>しく尾上<sup>ト</sup>と云<sup>ベ</sup>き地<sup>ノ</sup>形<sup>ナリ</sup>なり、【是<sup>レ</sup>は山<sup>ノ</sup>の西北<sup>ノ</sup>方<sup>ナレバ</sup>、書紀<sup>及</sup>式<sup>ニ</sup>に東北<sup>ト</sup>とあるには違<sup>ヒ</sup>たれども、御陰<sup>ノ</sup>井上<sup>ノ</sup>御陵<sup>も</sup>、正しく此山<sup>ノ</sup>の西<sup>ノ</sup>なるを、書紀<sup>には</sup>南<sup>ト</sup>とある違<sup>ひ</sup>もあれば、必ずしも東北<sup>ト</sup>とあるに堅<sup>カ</sup>く泥<sup>ム</sup>むべきに非<sup>ズ</sup>、式<sup>は</sup>書紀<sup>の</sup>隨<sup>ニ</sup>にぞ擧<sup>ラ</sup>れつらむ、又此記<sup>には</sup>北<sup>ノ</sup>方<sup>とも</sup>あるをや、さて松下<sup>ノ</sup>氏が前皇廟<sup>ノ</sup>記<sup>に</sup>、此御陵<sup>下</sup>に、可<sup>ニ</sup>三百年<sup>一</sup>以來<sup>壞</sup>爲<sup>ニ</sup>糞<sup>田</sup>、民呼<sup>テ</sup>其<sup>田</sup>字<sup>ニ</sup>神武<sup>田</sup>、暴汚<sup>ノ</sup>之所<sup>爲</sup>可<sup>ニ</sup>痛<sup>ス</sup>哭<sup>一</sup>也、餘<sup>シテ</sup>數<sup>ヲ</sup>畝<sup>ニ</sup>爲<sup>ニ</sup>一封<sup>ニ</sup>云々、夫神武<sup>ノ</sup>天皇<sup>、繼</sup>神代<sup>ノ</sup>草味<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>蹤<sup>、東</sup>征<sup>平</sup>中州<sup>一</sup>王道<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>興<sup>實</sup>創<sup>ニ</sup>於<sup>此</sup>、我國<sup>ノ</sup>君臣<sup>億</sup>兆<sup>、當</sup>致<sup>ニ</sup>尊<sup>奉</sup>一之<sup>ノ</sup>廟<sup>陵</sup>也、澆<sup>季</sup>至<sup>ル</sup>此<sup>噫</sup>哀<sup>哉</sup>と云り、大和志<sup>にも</sup>在<sup>ニ</sup>四條<sup>村</sup>一と云り、これらに云るは、四條<sup>ノ</sup>村<sup>の一</sup>町<sup>許</sup>東<sup>にて</sup>、畝<sup>ノ</sup>火<sup>ノ</sup>山<sup>より</sup>は五六町も東北<sup>ノ</sup>方にあたりて、田間<sup>ノ</sup>に僅<sup>ニ</sup>三四尺<sup>許</sup>の高<sup>さ</sup>なる小丘<sup>にて</sup>、松<sup>一</sup>木<sup>櫻</sup>一木<sup>生</sup>てあり、誰も是<sup>を</sup>此御陵<sup>ノ</sup>の趾<sup>ト</sup>と思ふめれど、決<sup>て</sup>是<sup>には</sup>非<sup>ズ</sup>、まづ地<sup>ノ</sup>形<sup>、白</sup>禱<sup>尾</sup>上<sup>など</sup>云<sup>ベ</sup>き處<sup>に</sup>非<sup>ズ</sup>、久しき世々<sup>を</sup>經<sup>れば</sup>、山も變<sup>て</sup>平<sup>になる</sup>など、常<sup>の</sup>ならひなれども、其もなほ其<sup>とは</sup>見<sup>ゆる</sup>物<sup>なる</sup>に、此地<sup>の</sup>さまは然<sup>らず</sup>、山とは清<sup>く</sup>離<sup>れて</sup>、其間<sup>にい</sup>さ、かも、尾<sup>ノ</sup>の壞<sup>れたら</sup>む蹤<sup>など</sup>思

はる、小高處も残らず、凡て此わたりは、元より平原なりける地とこそ見えたれ、且上代の御陵どもを今見奉るに、有つるまゝに全きもあり、又發き壞はれて、内のさまの顯露になれるなども多けれども、何れもくいと高く大に、山の如くにて、内の石構など、すべてくおほろけならず、當初大に嚴しかりしほど、推計られて著明きを、是はさらに上代の御陵のなごりとは見えず、同山の邊にて、安寧懿徳の御陵などは、さばかり高大なるに、此御陵しもありせめなるべき理なきをや、是はや、近き代に、をこの者の、畝火山の東北にあたりて、此丘のたまぐあるを見付て、ゆくりなく是ぞと定めたるなるべし、されど白檮尾上とあるをも考ず、上代の御陵どものさまをも知ずて、いと妄なることなり、」<sup>(4)</sup>

ここでまず注目されるのは、まず神武天皇陵について「此御陵今ハ詳ならず」としつつ、それに続けて、綏靖天皇陵と伝えるものならあるがそこが（実は）「此神武天皇の御陵なるべき」とすることである。その本居宣長のいう綏靖天皇陵というのは、今日いうスイセン塚古墳（現、橿原市史蹟、橿原市慈明寺町）である。そうすると、『日本書紀』や『延喜式』「諸陵寮式」にある「畝傍山東北陵」との記述が示す方角と異なることになる（実際には、スイセン塚古墳は畝傍山山頂から概ね西北西に当る）。これについては、他の天皇陵の場合でも史料が示す方角と実際の方角とは異なる場合もあることから、「必ずしも東北とあるに堅く泥むべきに非ず」

とする。そして本居宣長は松下見林著『前皇廟陵記』と『大和志』を引く。その後で、付近の安寧天皇陵・懿德天皇陵が大規模であるのと較べて山本村の「神武田」があまりに小さいことを指摘し、それでは神武天皇陵ではあり得ないとし、『古事記』に「白禰尾上」とあることも考えず、「上代の御陵どものさま」も知らないのでは、「いと妄ミダリなることなり」と断じるのである。

### 『玉勝間』

『玉勝間』「三の巻」「神武天皇の御陵」は、本稿ですでにみた竹口栄斎の説を受け入れて神武天皇陵を「加志」とすることを述べる。「三の巻」が成稿したのは寛政六年であるが、同巻が刊行されたのは翌寛政七年のことである。

『菅笠日記』『古事記伝』の成果を得て、本居宣長は神武天皇陵についてどのような結論を導き出したのであろうか。次に引用する。『玉勝間』から「神武天皇の御陵」である。

### 『玉勝間』

〔原文〕

神武天皇の御陵は、今はそれと申す所は、あらぬところにて、実は今綏靖天皇の御と申すぞ、

神武天皇の御ならむと、おのれ考へて、はやく吉野の道の日記（引用註、『菅笠日記』）に、  
 しかしるしぬるを、其後此四五年さきに、大和国人に、竹口英齋（英）といふがかたりけるは、今  
 綏靖天皇の御陵と申すは、なほ綏靖天皇なるべく、神武天皇の御は、おのれさだかに尋ね出  
 奉りたり、日本紀にしるされたるに、方もよくあへり、そは畝火山の東北の方の麓につきて、  
 天皇宮といふ祠（祠）のある山也、そこに字を加志（アサナカシ）といふ所あり、古事記にしるされたる、かしの  
 尾てふ名の、これなるべし、山本村なる神八井耳命の御墓山よりは東、小泉堂村よりは南、  
 大久保村よりは西にて、保良村といふ里のあたり也、その近きあたりの田所（タドコロ）の字に、神武田  
 またみさんざいなどいふ所もありといひて、すべて此うねび山につきたる御陵ども、そのあ  
 たりいとくはしく考へて書たる図をも見せたりき、同じ国の内にて、ことにちかきところな  
 れば、しばし行見て、考えさだめたる也とぞかたりける、これをき、見れば、おのがさき  
 のかむかへは、猶あたらす、まことに此人のいへる所ぞ、其ならむと思はる、されどなほ  
 綏靖天皇の御は、かならず今いふところにはあらじと思はる、を、今それと申すは、いづれ  
 の帝の御ならぬ、こはなほいふかしくこそおほゆれ、さて此英齋（英）といふ人は、すべて御代  
 くの天皇の御陵を始め奉りて、皇后皇子皇女たちなどの御墓まで、広く考へて、陵墓志と  
 いふ物をあらわさむとすとて、かつし書出たるをも、見せたりしは、おのれはたつねに深  
 く思ひわたるすぢの事なれば、いとくうれしくて、必（ズ）なしをへられよと、かへすくす、

めおきしは、いかになりぬらむ、その、ちはしらずなん、<sup>(42)</sup>

右の引用から何が導き出されるであろうか。もちろん竹口栄斎の主張する神武天皇陵「カシフ」説に本居宣長が賛同するに至ったことが骨格なのであるが、それと同時にそこまでの経緯もまた重要である。竹口栄斎はどのような話を本居宣長にし、本居宣長はその竹口栄斎の話をどのように受け止めたのであろうか。箇条書にする。まず、竹口栄斎の話である。

- ・ 今日綏靖天皇陵とされている所は、依然として綏靖天皇陵である。
- ・ 神武天皇の御陵は自分が確かに捜し出した。
- ・ (そこは) 『日本書紀』の記述 (畝傍山東北陵) に、方角もよく合う。
- ・ それは畝火山の東北の方の麓に沿っていて、「天皇宮」という祠のある山である。
- ・ そこに字「加志カシ」という所がある。
- ・ 『古事記』に書かれている「かしの尾の」(『古事記』には「檮尾」とある) という地名はこのことである。
- ・ 山本村の神八井耳の命の「御墓山」<sup>(43)</sup>よりは東、小泉堂村こせどうよりは南、大久保村よりは西で、保良村という「里」の辺りである。

・その辺りの田（「田所」）の字に「神武田」シフテイまたは「みさんざい」などという所もある。

そして竹口栄斎は本居宣長に、（これら）すべてこの「うねび山」に接続した「御陵」（について）その辺りをとても詳しく考察して作成した図も（本居宣長に）見せ、その上で、竹口栄斎は本居宣長に次のように言ったという。

・同じ（大和の）国でとても近い所なので、何度も行つて見て考えて（そこを）神武天皇陵と（自分は）決めた。

これによればたった一度の両者のこの邂逅は、本居宣長にとっては竹口栄斎の研究の内容をよく知りかつその説に賛同する契機となつたとともに、竹口栄斎に対する敬愛の気持ちを抱くに至つたよい機会であつたものと思われる。

右の引用から、そのことを示す部分をやはり箇条書きにして次に記す。

・さてこの竹口栄斎という人は、すべての代々の天皇の陵を始めとして、皇后・皇子・皇女らの「御墓」までをも広く考察し（た上で）『陵墓志』という本を著そうとして（いて）、よう



やく書き始めたものも見せてくれた。

・やはり自分（本居宣長）もいつも思い続けている方面のことなので、大変に嬉しく、「必ず完成させてほしい」と何回も勧めておいたのだが、どうなったのであろうか。その後のことはわからない。

この何行かの文章からは、神武天皇陵についての竹口栄斎の説の詳細とともに、本居宣長による竹口栄斎の説への同意と竹口栄斎の人となりに対する敬意をよく読み取ることができる。

#### 「御陵山」説―蒲生君平『山陵志』―

蒲生君平は明和五年の生れで、本居宣長よりも三十八歳年下であり、およそ一代ほどの差がある。そして本稿の関心から蒲生君平と本居宣長・竹口栄斎との関わりについてみると、何と言っても神武天皇陵を「加志」（本居宣長・竹口栄斎）あるいは「御陵山」（蒲生君平）とすることと一致することが注目される。なお、蒲生君平が神武天皇陵を「御陵山」としていることについては、本節で後に検討する。

『山陵志』の著者として知られる蒲生君平であるが、その執筆のための現地調査等として、二十九歳の寛政八年から翌九年にかけてと三十二歳の同十一年から翌十二年の二回にわたって

西遊を果たしている。そしてこの二回のそれぞれにおいて蒲生君平は本居宣長と面会しており、<sup>(44)</sup>また自著『山陵志』についての批評を乞う書簡も本居宣長に送っている。さらに蒲生君平は、竹口榮齋とも交流があった。それは、寛政十二年七月二十日付の蒲生君平から黒羽藩士鈴木武助（為蝶軒）に宛てた書状で、竹口英齋のことを「同志之者」としていることから察することができる。<sup>(45)</sup>ただしこの本居宣長・竹口榮齋・蒲生君平の三者の間の交流において、神武天皇陵の場所をめぐっては、すでにみた本居宣長著『玉勝間』にみられるものを除いて、どのような意見の交換があつたのかを具体的に示す史料には恵まれていない。<sup>(46)</sup>

以下、蒲生君平著『山陵志』の神武天皇陵に関する記述から本稿の視点に係わる部分を引用し、蒲生君平が神武天皇陵をどのように考えていたかについてみることにする。ただし、原文は漢文であるが引用は書き下し文とした。二行割の部分は改行の上さらに一字分下げた。カタカナの振仮名は原文にあるもの、ひらかなの振仮名は引用者によるものである。底本には、安藤英男著『蒲生君平著山陵志』（昭和五十四年六月、りくえつ）所収の版本に拠った。また、便宜のためにA～Fのアルファベットを付した。

## 【『山陵志』】

〔書き下し文〕

A 大祖は神武なり

相伝ふ、下鴨の祠神武を奉ず、故に號して御祖の神として、御祖は猶大祖と言ふがごとし

B 神武陵は畝旁山東北の隅ウツヒに在り

諸陵式畝旁山東北陵、兆城東西一町南北二町〇凡そ陵地其の地方を指し、南北の類を曰おおもねう、率ね諸陵式に據る、復た多く他書を引て之を證あかさず、蓋し延喜中議有て定むる所也、式以外は否しからず

C 白禱尾上カシノオウと曰う

古事記

D 按、大祖の中國を平定し、畝旁の東南を相ミ以て土中クニナカと為し王宮を營て、檀原の宮と曰う、蓋し其宮に檀を樹るを以て名づく所か、古事記に檀を白禱に作る、白禱は即ち檀也、又陵の在る所を稱して、白禱尾上と曰う、是之を移すに宮樹を以てせず、則ち宮名を取る也、尾上は山隅の尾の如き者の上、今畝旁山東北の隅に呼て御陵山と曰う所、墳然として隆起す、此なり

大和志、此を以て神八井の墳と為す、神八井の畝旁山北に葬るは史に於て之れ有ると雖も、其の在る所は山隅の平地にして、未だ何處なるか詳らかにせず、今妄に認て爾云う、

若果して神八井の墳ならんか、その位已に人臣、又何を以て傳て之を御陵と謂わんか、今呼て御陵と曰うは是土人の口碑、素にして偽らず、凡そ此類は擇て采るべし、大に夫の好事者の臆を以て傳會ふかいするが如きに非ざる也

E但し其の状甚しくは高莊ならず、且つ宮車に象かたどらず、乃ち上古大朴にして制未だ備わざるを以て也、

廟陵記に云う、畝旁山東北の陵、百年以來犁て糞田となる、名づけて神武田シムタという、猶數畝を餘し一封の冢を為す、今其地を問うに、果して所謂神武田、然れども是れ平地にして山嶋を距てること東北三町許、乃ち尾上の名に合わず、且つ所謂數畝を餘し一封の冢を為すは、亦神武田に在らず、神武田を距て又東北に三町許古墳の在る有り、蓋し此を指す也、夫民の無知惟れ地利を貪る、乃ち妄に天子の陵墓を壑ほくくに至る、然ども殆ど其の石棺に及びて、慄慄畏怖して敢て之を侵さず、遂に其の數畝を餘し一封の冢をなす、是物の情也、苟も之を夷たいらかし其の上を糞田とす、乃ち是の若くわづか愨也、尚何ぞ更に一封を三町の外に營ん哉、疑うらくは、其の古墳は是當時の陪葬する所、或は神八井の類、決して神武陵に非る也、神武田一名は美贇佐伊、是美佐佐岐の訛る所、即山陵を謂う也、山陵と廟は俗にその言を互にす、今神武田を謂て美佐佐岐と曰う、盖其の嘗て廟あるを以て焉なり、相伝うるに、舊嘗て神武の祠廟有り、神武田の地に在り、昔年水潦し、廟之に

漂う所となる、而て後大窪村に遷る、大窪寺の趾は國源寺に有る焉なり、又傳う、國源寺亦嘗て神武田の旁より此に遷る、多武峰記に據るに泰善法師有り、天延二年三月十一日、畝旁の東北に行くに一奇老人に遇う、泰善を顧て謂いて曰く、朕が為に大乘法を講じ國家の榮福を禱れ、朕は是れ人皇の始祖なり、言ひ畢て乃ち見えぬ、泰善此瑞を以て毎年三月十一日輒ち来て法華を誦す、故に貞元二年大和守藤原國光為に堂宇を創り、國源寺と號すと云う、夫れ其の説誕妄、固より浮屠氏の常なり、然れども其の堂宇は此に由て創造さる、則ち神武の祠廟も亦た當に其の寺中に在るべし、即ち神武田の旁トフカイチを塔垣内と曰う、其名に就て考うれば疑らくは是當時塔廟を建る處、因て美佐佐岐と稱するか

F その下を、洞村と曰う

今屠者エタシの聚ムラ也。相伝うるに其の民故神武陵の守戸シコか。凡そ守陵の戸は皆賤種、本罪隸を以て没入の者は郷人に齒ならばざる也、故を以て其の守戸の子孫、遂に業を屠者に轉じ穢多と稱す、亦勢い也

さてこの中で蒲生君平は、「御陵山」を神武天皇陵とするのであるが、その根拠をどのように述べているのであろうか。次に、Dの「按」以下の部分を現代文にして載せる。

## 【『山陵志』】

〔現代文訳〕

調べてみると、神武天皇（「大祖」）が「中国」なかつくに（中央にある国）を平定して、畝傍の東南をよく調べて「土中」くになか（国の中央）として王宮を営み、（そこを）「檀原宮」といった。思うに、その宮に「檀」を植えたのでそのように名付けたのか。『古事記』では「檀」を「白禱」とする。「白禱」とはつまり「檀」である。また（神武天皇）陵のある場所を称して「白禱尾上」というのは、（檀原）宮の樹を移植したのではなく、（檀原）宮の名を用いたのである。「尾上」とは山の嶋（隅）の尾のような所の上（のこと）であり、今畝傍山の東北の嶋で「御陵山」という所は、まるで古墳（古い時代の墓地）でもあるかのように盛り上がっている。（それが）これ（神武天皇陵）なのである。『大和志』は、ここを神八井（耳命）の墳とする。神八井（耳命）が畝傍山の北に葬られたのは「史（書）」（『日本書紀』）に載せられているが、その場所は山の隅の平地であって、（その場所が）どこなのかは未だに詳らかではない。（ところが『大和志』は）軽率にこのようにいうのである。もし果たして（これが本当に）神八井（耳命）の「墳」であれば、その（神八井耳命）位はすでに「人臣」である。それなのにどういう理由で（神八井耳命の墓を）「御陵」というのか。今これを「御陵」というのは「土人」の「口碑」（伝承）であり、質素で偽りはない。すべてこのようなものは、よく調べた上

で採用するべきで、物好きな者が臆断で理由もなくこじつけたようなものではない。<sup>47</sup>

ここには、蒲生君平の神武天皇陵の所在地についての考えが明瞭に表現されている。畝傍山の東北の岬の「御陵山」が神武天皇陵だというのである。そしてそのことには、『古事記』の記述を繙くことよってたどり着くことができたし、その「御陵山」の様子も直接見てきたというのが蒲生君平の書振である。そしてFで蒲生君平は「その（「御陵山」の）下を、洞村という」とするが、「洞村」（保良村）は、竹口栄斎や本居宣長が神武天皇陵とした「加志」がある村でもある。

次にはDの後段の、「大和志、此を以て神八井の墳と為す」とある箇所以降の部分である。ただしここで気を付けなければならないのは、『大和志』の該当する部分は「神八井耳命墓〔在<sup>ニ</sup>山本村<sup>ト</sup>一稱<sup>ニ</sup>御陵山<sup>ト</sup>一傍<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>小祠<sup>ト</sup>一曰<sup>ニ</sup>若井耳<sup>ト</sup>一綏靖天皇四年夏四月神八井耳命薨<sup>ス</sup>葬<sup>ニ</sup>于畝傍山北<sup>ト</sup>一即此<sup>ト</sup>一（一）内は二行割<sup>48</sup>）とするように、『大和志』は山本村にある「御陵山」を神八井耳墓としているということである。

しかるに蒲生君平は、『大和志』のこの部分を『山陵志』に引用するにあたって、「大和志、此を以て神八井の墳と為す」と、本来『大和志』にあった「在<sup>ニ</sup>山本村<sup>ト</sup>一稱<sup>ニ</sup>御陵山<sup>ト</sup>一」との部分<sup>49</sup>を欠落させ、そのことによって「山本村」にあるべき「御陵山」が「洞村」にあるという

ことになったのである。つまり結果的にみれば蒲生君平は、竹口栄斎が見出し本居宣長が継承した「洞村」（あるいは「保良村」）の神武天皇陵について、その所在地についての説は継承したものの、その名称については継承しなかったと捉えることができる。

そしてEであるが、まずEの冒頭は神武天皇陵の形状についての説で、いまここで議論している事柄とは直接関係ない。またそれに続く部分も、松下見林著『前王廟陵記』（元禄九年序、同十一年刊）や『多武峰記』の検討や、山本村に所在する神武天皇陵の候補の「神武田」についての事柄であり、またFは「洞村」について述べるものであるが、本稿なかならず本章の検討範囲からは外れると思われる。

## 二 『卯花日記』にみる神武天皇陵

以下、『卯花日記』から神武天皇陵をめぐる記述を取り上げて、神武天皇陵についての「なかみち」の考え方をみることにしたい。「なかみち」は、神武天皇についてどのような知識を有していたのであろうか。どのような疑問を持っていたのであろうか。そしてその疑問を、どのような方法によって解決しようとしたのであろうか。

そのような事柄に注目してまず原文を引用し、続けてそれに相当する現代文訳を載せ、それ



からその部分についての考察を行なうことにする。

「あなくり求めてまさしくたゝしなん」（四月二十二日条）

ここでみるのは「なかミち」が、文政十二年四月十七日に「難波」を出て途中「たいま（當麻）の里」に一泊した後「今井の里」の「津川氏」に滞在し、いよいよ周辺の天皇陵等の探索の一步を踏み出したその四月二十二日条である。そこで「なかミち」は次のように記す。

【『卯花日記』】

〔原文〕

こハやつかれ若き時よりのねかひにて此大和国々ハ天皇の御陵もことに多きに年久しきまゝ、  
にうつもれゆく夏のかなしく又ハ此までに公の仰きもありてかしこき人たちの沙汰したま  
ふもたひくゝなれとも古記にたゝセハたかゑるも多きをあはれちからのおよふたけハあな  
くり求めてまさしくたゝしなんと思へり

〔現代文訳〕

（この度の道中は）私が若い頃に望んでいたことで、この大和国には天皇の御陵も特に多い  
が、長い年月が経つとそのま埋もれていくことが悲しく、また、これまでに「公」の命も

あり貴い人びとの指図も度々ではあったが、「古記」に照らすと（その天皇陵の場所が）間違っているのも度々であるのが哀れで、力の及ぶ限り（天皇陵の正しい場所を）探して求め正しく直そうと思つた。

これはまさに、この度の道中についての「なかみち」自身による心中の表白である。右の引用にみえることばを別の表現に置き換えてみれば、天皇陵の衰微に寄せる感傷あるいは悲憤慷慨、また、天皇陵の所在地についての疑問の解決といったところになる。そしてさらに言えば、今回の道中の動機であるというようにも解することができる。

そしてもちろん、この自信に満ちた「なかみち」の言には根拠がある。それは、「なかみち」が蓄積した該博な天皇陵等についての知識であり、そしてその知識を实地に当って応用することができる柔軟な思考である。そのひとつひとつを「なかみち」は、以降の『卯花日記』の記述の中で存分に披瀝することになる。

「字ミサンザイ」「うたがひもなき八井命の御墓也」（四月二十二日条）

四月二十二日条が続く。「なかみち」一行はようやく「今井の里」を出て南に十町程の「山もとの里」（山本村）に着く。「巴人子」「友子」も同行している。

【『卯花日記』】

〔原文〕

今井より南二十町はかり山もとの里此里ハ畝傍山の北のふもと也此所に弘法井とていとよき水あり大和志にハ井谷の井といへり此井の少し上の山に社あり土人ハ八幡又ハ若宮といふ二ハ神八井耳命をまつる祠也志にハ若井耳といふ今ハよこなまりて若宮といひ又此山の神ももとハ式に見たる畝火山口の神社なれりとも今ハ神功皇后をあわせまつり奉りしより若宮なれハ八幡宮也といへり神八井命ハ綏靖天皇のこのかみにて渡せたまひことに遜讓の徳ありて記（紀）にも畝火山の北にかくすと明文ありこの御墓の跡を尋ねしに村長字孫七いはく此ハ北少し東にあたりて山本村の枝村保良村といふ餌取の住里あり此北の田の中に字ミサンザイトいふ所有土人ハミサンダイといふ此所近比までハ塚の如く小高き所なりしに近年ひらきて田とす四条村の人此田をかいてたゝり有ておそれて又山本村の人にかへす今ハ山本の人この田をつくれともすこし斗り芝生をのこすしるしに衾をうゆ此芝生の上にあかれハかならずたゝりありとて村人もおそれをなすといへり此なんうたかひもなき八井耳命の御墓也

〔現代文訳〕

「今井」から南に十町ばかり行くと「山もとの里」（山本村）がある。この里は、畝傍山の北

の麓にある。ここに「弘法井」というとても良い水がある。『大和志』は「井谷の井」という。この井戸の少し上の山に社がある。(そこを)「土人」は「八幡」または「若宮」といい、「神八井耳命」を祀る祠である。『大和志』には(祀られている神を)「若井耳」という。今では訛って「若宮」といい、またこの山の神もとは『延喜式』にみえる「畝火山口の神社」(に祀られていた)ともいった。今では神功皇后をあわせて祀っているので「若宮」とされるので「八幡宮」という。「神八井(耳)命」は綏靖天皇の兄でいらつしゃつてとても「遜讓の徳」(へりくだつて人に譲る優れた人格)があり、『日本書紀』にも「畝火山の北にかくす」と明らかに書かれている。(神八井命の)御墓の跡について尋ねたところ、(山本村の)「村長」の孫七が言うには、「ここから北少し東に山本村の枝村の保良村という「餌取」の住む「里」がある。この北の田の中に字ミサンザイという所がある。「土人」は(これを)「ミサンザイ」という。ここは近頃まで塚のように小高い所であつたが、近年開墾して田とした。四条村の人がこの田を耕して祟りがあり、恐れてまた山本村に(土地を)返した。今では山本(村)の人がこの田を耕作するが、少しだけ芝生を残している。「しるし」(引用註、目印)に松を植えた。この芝生の上にあがると必ず祟りがあるということで、村人も恐れている」という。これは疑う余地もなく(神)「八井耳命」の御墓である。

「なかみち」による現地調査の著しい特色に、その地の「村長」に会おうとし、多くの場合にはそれを果してさまざまな問いをし、「村長」ならではの返答を引き出していることがある。そしてこのことは、『卯花日記』を一貫しているとともに、殊に天皇陵をめぐる問いとその返答の場合、極めて貴重な史料的价值を『卯花日記』に与えるものである。

まず、その前段についてみる。「なかみち」はまず、山本村が畝傍山の「北のふもと」にあると述べるが、その含意は山本村と「神八井耳命」との密接な関連性の指摘である。それは文中に、『日本書紀』にある「神八井耳命」が「畝火山の北」に葬られているとの記述を引用していることから明白である。

次いで、右の引用の後段についてである。ここでは、「なかみち」が同村の「村長」の孫七に「神八井耳命」の墓の「跡」について尋ねたところ、孫七は「字ミサンザイ」または「ミサンダイ」をその場所として示したことが何よりも興味深い。しかもここでは、四条村の人がその田を耕して崇りがあり、その土地は山本村に返された、それも「近年」のことだといっている。それを踏まえて「なかみち」は、その「字ミサンザイ」または「ミサンダイ」を「うたかひもなき（神）八井耳命の御墓也」と断るのである。

山本村の「字ミサンザイ」または「ミサンダイ」がすでに元禄期において神武天皇陵の候補地であったことについては、すでに指摘したこともあるが、<sup>(50)</sup>少なくともこの文政期にあって

は、右のような山本村の「村長」の認識があったこともまた事実である。

また右の引用にみられる「字ミサンザイ」または「ミサンダイ」についての崇りをめぐる伝承の記録は、以降の神武天皇陵をめぐる各種の記録にも繰り返しみられるものであり、それ自体興味深い事柄であるが、本稿では引き続き「なかみち」がたどった文脈に沿って『卯花日記』を読み進めることにしたい。

### 「白かし」「こゝなりとさだめ侍りぬ」(四月二十六日条)

四月二十六日条に入る前に、二十二日条の記載のうち前節でみた部分の続きをみる。「なかみち」一行は引き続き周辺各地を精力的に回った。天皇陵関連を中心に順に挙げると、山本村(「字ミサンザイ」、慈明寺村(綏靖天皇陵(スイセン塚古墳))、吉田村(安寧天皇陵)、池尻村(宣化天皇陵)、三瀬村、五条野村、輕村、北越智村(齐明皇極天皇陵)、野口村(天武持統天皇陵)、石川村(孝元天皇陵)と回り、「今井の里」の「津川氏の家」に戻ったのであった。驚くべき過密日程である。そして同日の条を、「けふの諸陵拝みめぐりし物語して夜いたく更るまで物語しぬ」と結ぶ。探索についての「なかみち」の姿勢には、あくまでも「拝ミ」が根本にある。

翌日以降は二十三日は晴れたが休み、二十四日は雨にて碁、二十五日は雨は止んだが碁の続

きと酒宴、そして二十六日は曇りがちであったが、「なかみち」は「巴人子」「呉友子」とともに神武天皇陵に向かう。行先はまずは四条村の「塚根山」である。

【『卯花日記』】

〔原文〕

けふは神武天皇の御陵をおかまんとて先四条村なる塚根山にまうてぬ今井の里ハ五町はかり東南なり四條邑ハ一町はかり東也享保陵考ニハ名は福塚トいへり塚山高キ七尺はかりすべて廻り五十間上に松二三株あり近き比叅紅葉などをうゆ南の方ニ拝所有之近きころ石燈爐をたつ十年はかり前に難波人三上氏なる医師石の垣をまうけて塚の根をめぐりていとおこそかに物しぬ里人ハ字塚根山といふ此なん神武天皇の御シなりとて元禄の比江戸より仰事ありし時につかさの人々もさためたまひ村長にもしるしの札を玉ハりて雑人樵牧をいましめ給ふおきての御制度ありぬる所なりされども此塚のあまりにセまく小さくてさらに天皇の御シのさまとハミえすあかれる世ニハよろつ質朴ニハありたれ共神武天皇より先つかた日向挨山陵高屋山上陵音五平山上陵なんともいつれもたかく大なる物と見たりまたこの倭の国に都さためたまひてより倭靖安寧懿徳孝安孝元の陵秘いつれも高く大なる物にして此御シに似るべきもあらずされは貝原の翁もこれをなげき忝下氏もこれも哀ミ本居大人ハ此所ニてハなきなりと

これをうたがへり近き比江戸柴邦彦(柴野栗山)も此陵をおかミ奉りてかくなん

遺陵纔向二里人<sup>ム</sup>一求半死枯松數尺丘不<sup>レ</sup>有<sup>三</sup>聖神開<sup>二</sup>帝運<sup>一</sup>誰教<sup>三</sup>品庶晚<sup>二</sup>夷流<sup>一</sup>厩王像設敷<sup>二</sup>金  
壇<sup>一</sup>藤相墳瑩<sup>二</sup>玉樓<sup>一</sup>百代本文麗不<sup>レ</sup>億<sup>カス</sup>此處何無<sup>レ</sup>焙<sup>ナキ</sup>一杯<sup>一</sup>陪臣無位柴邦彦謹書(五)

并河氏の大和志つくれる時も外に求むへき方もなければ此塚を御<sup>シ</sup>とさためて四条村二あり  
 祠唐は大窪村(クハ)としるされたりやつかれ若き時分これをうたがひてあまねくふるき文にもとめ  
 又里の翁にあなぐり尋れどもそこ定むへき方もなくた、あやしミおもふばかり也元禄享保  
 をさること百年にあまりて其時さへも知れかたき事の今になりてしるへきにあらすされとも  
 似雲師の西行上人のおくつきの跡をもとめ何かしの秋篠の外山の里をさくりしにあるハ佛の  
 冥助神の御つけ有し千年のうたかひをときしためしもあんなれハしるましきにもあらずさし  
 も此天皇ハ吾郡神代草昧の蹤をつぎて中つ洲を安国とたいらけたまひ四門を闢て八方を朝セ  
 しめたまふ帝業のおこり治教のうるはしまことに此時よりはしめたまふ吾郡の太神とも申  
 奉るへき皇なり申も畏懼けれども我国の人ハ上は雲の上分下ハ賤の民草にいたるまでたれか  
 うやまひたうとみ奉らさらんやさらにかく御陵さへたしかならぬハいかにぞやいともくか  
 しこき夏になんいにしへ皇朝の盛なりし時二諸陵寮を置て荷前使を奉りたまひ臨時奉幣即位  
 をつけたまひ唐国の信物を頒たまひし事史に明文ありて筆をたゆる事なし式二見たる守戸陵



戸をおゐて放牧樵漁をいませたまふ御おきて萬つおこそかなしに中つ此仏の法の盛になりてゆくよりおのつからこうやうの事もおこたりかちになりてついに世の乱れとなりぬれハかゝる事もたえはてぬるぞかなしき今や四の海しつかにて何事もふるさにかえし給ふ御改いみしきひしりの御世とや申へきなかに此御ことばかりハむかしにかへらざるハいかにぞやといにしへしのふおろかなるこゝろよりなミたけぶりおちて袖をぬらしぬ古き文に見たる日本記二ハ畝火<sup>傳</sup>山東北陵としるされ古事記二畝火山之北方白禰尾上としるされたり延喜式二ハ畝火<sup>傳</sup>山東北陵畝火檀原宮御宇神武天皇在大和高市郡兆域東西一町南北二町守戸五畑としるされたりかゝる明文あるに今の所ハたがへり此古事記をかきたる人もこの大和の国の人なり書記をつくりたまふ舍人親王ハもとより此高市郡にうまれ給ふ御事なり式ハ今の京になりてよりの物なれどもその時代ハ年毎ニ奉幣のわざもあり又諸陵寮のつかさ下づかさありてつねに事ありし時なれハあやまりのあるへきやうなしされハ文字のあやまりもありてこのところならんといふはひがおもひなりたゞ三書にしるされたるぞたゞしき亘にこそとおもひやりてさらハ畝火山の東北もしくは北の山ぶミしてもとめてんとて此御塚にまうてぬかづきてしりぞきぬ此より四五丁ゆけハ畝火山東北のふもと保良村なり此里ハ山本村の枝村にて餌取の住ところ也此村の神祠にまうつるに祭神たしかならず里人にとへば生玉とことふ此より山えのほりて道もなきけわしき坂をこゑそここゝと申尋ねしにこの山の東北の尾上に松たかくしげりてこ

とに高き所あり里人ハ白土のハナまたハ岩ハナといへり岩をきりてかさねつミたる形ちなり東北西の三方ハ山にはなれ南の一方ハ山につゝきたり此までやつかれ若き時分此処をゆかしくおもひていくたびも此処をたつぬれともいつもしもとかやなんとのはへしげりてそこともわかずかへりにき今日ハ折よくもしもと原を薙とりてたかき森のミしげりあいぬればあゆミよく此あたり三町ばかりの所ハゆかぬくまもなくあさりあるきぬ此所にまゝ居してしつかに見渡すに何となく御陵のさまとおもハれ侍る大かたハ此ところなたがひハあらし物とおしはかり仕れとなほ明證シルシのなけれハ此山を南へ下りて畝火村にゆきぬ

## (略)

かくて翁ニ神武天皇の御陵の事尋侍りしに翁いはくこの御陵の事ハ塚根山なりとふるく申傳へて公にもさためたまふうへハ外にしるへきやうもなしされとも此あたりのふるき翁なんども何とやら今の所ハ夏たがひたるへうに申もなきにハあらずと云さらハ此山の中の字にもしもかしの尾白かしなんと云所かなきにやととふに翁の曰此畝火山ハ東の方ハ北より南へまわりてミな畝火村の領也南西ハ真名子谷のあたりまで此村の領分なり北ハ保良村より山本村の領にて西北のすみは慈明寺村の領真西ハ大谷村の領西南の所ハ吉田村の領也畝火邑のさかいハことに廣し此山の北のはし東のすみに白かしと申所ハあるなりさらハ山ふみして道しるべしてむと先にたちてゆくうれしき事かぎりなし翁にしたがひて行に此山の東方の大道をひた

と北へゆきて北のすミ保良村の上に竹むらのある所をおしへてこ、そ白かしと云所也此畝火村と山本村との領さかいなりと云こはさきに見つる白土のハナ又ハ岩鼻と云處なり又あたり  
の村里に郷踊と云ことありて畝火の神にねき事してその願満ぬれハ村々よりいて、大踊をな  
す事あり年毎ニあるにハあらされとも二十年三十年ニハかならずある事也其時にハ此処ニて  
おどりをする事ふるきより例となりたるとぞ此処の有さま山にそひてすこしき平地にして何  
さまいにしへの宣命所なるへしと見たりさてこそいよく此所にたかひなしとさためぬ後の  
世の陵ハミなく南面にて北ニたかく御<sub>ン</sub>をつきたる物なれと上れる世にハその定もなかり  
しとミへてた、山のなりによりておのつからなしたる也綏靖陵のかたちにてしるべし安寧ノ  
陵ハ北をうへにしたるやうなれどもこれも後の世のさまのときにはあらず東高く西のひき  
くた、山の形にしたがひたる也此にてかむかうるに神武天皇御<sub>ン</sub>ハこ、なりとさだめ侍りぬ  
昔の尾の永き日も山のはに入りて道しるべの翁にあまた、びいやをなして今井に帰りぬ

〔現代文訳〕

今日は神武天皇の御陵を拝もうと、まず四条村の「塚根山」に詣でた。(「塚根山」は)「今井  
の里」から五町ばかり東南である。四条村からは一町ばかり東である。「享保陵考」は(その  
塚の名を)「福塚」という。「塚山」は高さ七尺ばかりで総廻り五十間、(塚の)上に松が二、  
三株ある。この頃桜・紅葉などを植えた。南に拝所がある。この頃「石燈爐」(燈籠)を立てた。十

年ばかり前に難波の人三上氏という医師が石の垣を設けて塚の根をめぐつてとても厳かにした。「里人」は「字塚根山」という。これは神武天皇の御陵ということで元祿の頃江戸から命があつた際に、役人も（そのように）定めて「村長」にも「しるしの札」を下されて「雑人（身分の低い人）樵木（こりき。木の伐採）」が禁じられている場所である。しかしこの塚はあまりにも狭く小さく全く天皇の御陵のようにはみえない。古い時代には何事にも「質素朴訥」であつたが、神武天皇陵よりも前の頃の日向の「挨山陵」「高屋山上陵」「吾平山上陵」などもどれも高く大きなものである。またこの倭の国やまとに都をお定めになつてから、綏靖・安寧・懿徳・孝安・孝元天皇陵はどれも高く大きなもので、当然この（神武天皇）陵に似ている筈もない。そうであるから、「貝原の翁」もこれを嘆き、「忝下氏」もこのことを悲しみ、「本居大人」は（神武天皇陵は）（ここではないとこれ（「塚山」や「神武田」「ミサンザイ）を疑つた。この頃江戸の「柴邦彦」（栗山）もこの陵を拜んで次の通り。

- ・里の人に向かつて（尋ねて）ようやく神武天皇陵にたどり着いたが、（そこには）枯れかけた松と僅か数尺の丘があるのみである。
- ・神武天皇が帝王としての運を開くことがなければ、誰が人びとを僻遠の地の風習から抜け出させることができたであろうか。

・聖徳太子の像は金の壇に敷かれており、藤原鎌足の墳は玉で飾つた高殿となつてゐる。

・多くの代を経て本家や分家の人びとは、億を超える程になった。  
・（それなのに、）いったい誰がこの神武天皇の陵で一杯の茶を焙煎するものがいるというのか。

陪臣無位柴邦彦謹書

「並河氏」が『大和志』を著した時も、（神武天皇陵を）他に求める所もないのでこの塚（塚根山）を（神武天皇の）御陵と定めて、（神武天皇陵は）四条村にあり（その）「祠廬」は「大窪村」（にある）と記した。自分も若かった頃からここを疑って残らず古い書物（の神武天皇陵についての記述を）求め、また「里の翁」に尋ねてもそこというような所もなく、ただ不審に思えばかりであった。元禄・享保年間から百年以上が経って、その頃でさえわからなかったことを今になってわかることはない。しかし、似雲師が西行上人の墓を探して何とかいう秋篠の外山の里を探り求めたのは、仏の冥助神のお告げがあり千年の疑いを解いた例もあるそうだから、（神武天皇陵の場所が）わからないということでもない。そのような神武天皇は我が国の神代における混沌の後を継いで「中つ洲」（大和）を平穩に治め、四門を開いてすべての方角から人びとを参内させた。その統治が始まったことや政治・宗教の麗しいことは、全くこの時からお始めになったことである。（神武天皇は）わが国の「大神」とも申し上げるべき皇<sup>すめら</sup>である。申すも畏いことであるが、我が国の人びとは上は雲の上から下は「賤」

の民草まで誰であろうと敬い尊び奉らないことがあるか。さらに言えば、このように（神武天皇の）御陵さえ確かでないのはどうしたことであろうか。とてもとても畏いことではないか。古い時代の天皇による政治・祭祀が盛んであった頃には諸陵寮を置いて荷前使を奉り臨時奉幣・即位をお告げになり、唐国の信物を頒けたことは史書に明らかであり筆が絶えることはない。「延喜式」にみえるように守戸・陵戸を配置して「放牧樵漁」（牛・馬・羊などを放し飼いすること。また漁と樹木の伐採）を禁じる掟が作られたが、中頃に仏法が盛んになってゆくと自ら孝養も怠るようになり、ついに世が乱れてこのようなこと（朝廷による天皇陵の祭祀）も絶え果ててしまったのは何とも悲しい。今では国内は静かであり、何事も古い時代にかえす御改めは有難い聖の御世といふべきであるが、このこと（神武天皇陵の衰微）ばかりは昔にかえらないのはいかがかと、古い時代を偲ぶ愚かな心から涙が溢れ流れて袖を濡らした。古い文書にみえる『日本書紀』には「畝火（傍）山東北陵」と、『古事記』には「畝火山之北方白禱尾上」と記され、『延喜式』には「畝火山東北陵畝火檀原宮御宇神武天皇在大和高市郡兆域東西一町南北二町守戸五畑」と記されている。このような明らかな文があるのに今の（神武天皇陵の）場所は違っている。この『古事記』を著した人もこの大和国の人である。『日本書紀』を作った舍人親王はもちろんこの高市郡の生まれである。『延喜式』は現在の京になってからのものであるが、その時代は毎年奉幣がなされており、また諸陵寮

がありそこには役人がいて常に天皇陵に赴いてなされる祭祀があつたので（天皇陵の場所を）誤るわけもなかつた。そうであるから、（文書には）文字の誤りもあるから、（そこではなく）ここであろうというのはいは北の山歩きをして（神武天皇陵を）探すことだと、思つて、さらには畝火山の東北あるいは北の山歩きをして（神武天皇陵を）探すことだと、この冢に詣で額づいて退いた。ここから四〇五丁行くと畝火山東北の麓の保良村である。この里は山本村の枝村で「餌取」が住む。この村の神祠に詣でるが祭神がわからない。「里人」に問うと「生玉」と答えた。それから山に登つて道もない険しい坂を越えてそこを尋ねると、この山（畝火山）の東北の尾上に松が高く繁つていて特に高い所がある。「里人」は「白土のハナ」また「岩ハナ」という。岩を切つて重ねて積んだ形（の所）がある。東・北・西の三方は山には離れていて南の方向は山に続いている。これまで私が若い時からここに關心を寄せて何度もここを尋ねていたが、いつも「しもと」（楮。細長く伸びた枝）や「かや」（萱）などが生え繁つてそこが何であるのかもわからず帰つてしまつていた。今日は折よく「しもとの原」を刈り取つて高い松が繁りあつていたので、具合よくこの辺り三町ばかりの所は行かない所もなく歩きまわつた。ここにしばらく立ち止まつて静かに見渡すと、なんだか御陵の様子と思われた。（神武天皇陵は）恐らくはここで間違いないであろうと思われたものの、なお確かな証拠がないのでこの山を南に下りて畝火村に行つた。

(略)

それから翁に神武天皇の御陵について尋ねたが、翁がいうには、「この御陵(神武天皇陵)は「塚根山」であると古くから申し伝えて「公」でも(そのように)お定めになったのであれば、(そのことについて)他に考えることもできない。しかしこのあたりの年をとった翁なども何となく今の所(「塚根山」は(神武天皇陵とは)違うように言う者もないのではない)」という。それならばこの山(畝火山)の中の字にもしかしたら「かしの尾」「白かし」などという所がないかと問うと、翁がいうには、「この畝火山は東の方は北から南へ回るまでみな畝火村の領である。南西は真名子谷の辺りまでこの村(山本村)の領である。北は保良村から山本村の領で、西北の隅は慈明寺村の領、真西は大谷村の領、西南は吉田村の領である。畝火村(と)の境はことに広い。この山(畝火山)の北の端東の隅に「白かし」という所はある。それでは山道を歩いて道案内をしよう」と(翁は)先に立つて行く。うれしいこと限りない。翁に従って行くとこの(畝火)山の東方の大道をにわかには北へ行って北の隅の保良村の上に竹叢がある所を教えて、「こここそが「白かし」という所である。この畝火村と山本村の領の境である」といった。ここは、先にみた「白土のハナ」または「岩鼻」という所である。また、「あたりの村里に「郷踊」ということがあつて畝火の神に願ひ事をしてその願ひが満ちると村々から(人びとが)出て大踊りをすることがある。年ごとにあるのではないが二十



年三十年（の内）には必ずある。その時にはここで踊りをするのが古い頃からの例となつて  
いる」ということである。この有様は、山に沿つて少しの平地であつていかにも古くの宣  
命所であつたのであらうと思われた。果たしていよいよここに（神武天皇陵は）間違いない  
と定めた。後の世の陵はすべて南面で北に高く御陵を築くものであるが、その昔の世ではそ  
のような定めもなかつたやうで、ただ山の形に自然にできたものである。（このことは）綏靖  
天皇陵の形によつてわかる。安寧天皇の陵は北を上にしたやうであるが、これを後の世の様  
子のようではない。東は高く西が低くただ山の形に従つたのである。これによつて考えるに、  
神武天皇の御陵はここであると定めた。長い日も山の稜線に入り、道案内に何度もお礼を言つ  
て今井に歸つた。

「なかみち」一行は、まず四条村を訪れ「塚根山」に詣でた。これは即ち幕府が管理する神  
武天皇陵である。そして「なかみち」は、「塚根山」についての形状、植樹の種類、拝所・石  
燈籠・垣について詳しく記してそれが余りにも狭小であることを実証し、それを根拠にそこは  
神武天皇陵ではないと否定するのである。そして「貝原の翁」（貝原益軒）・「忝下氏」（松下見  
林）・「本居大人」（本居宣長）それぞれの神武天皇陵の所在地についての考えを示す。その上  
で、「柴邦彦」（柴野栗山）の漢詩「神武山陵」を引く。その「半死枯松數尺丘」「此處何無<sup>ナキ</sup>

焙<sup>ニ</sup>杯<sup>ニ</sup>」との句からは、初代神武天皇陵の衰微を嘆く柴野栗山の心情がいかにもしみじみと伝わってくる。

次いで「なかみち」は、「并河<sup>並</sup>氏の大和志つくれる時も」として『大和志』から引用する。そしてこれにすぐに続けて「外に求むへき方もなければ此塚（引用註、四条村の「塚根山」）を御<sup>レ</sup>とさためて四条村<sup>ニ</sup>あり祠<sup>ニ</sup>あり大窪<sup>クハ</sup>村とするされたり」とする。この部分の冒頭の「外に求むへき方もなければ」は「現代文訳」の条で見た通り（神武天皇陵を）他に求める所もないので」との意味になる。そして気持ちとしては「止むを得ずそうした」という意味合いになる。これは、如何にも「なかみち」の考えに近いものである。しかしこれに相当する部分は『大和志』の原文にはない。<sup>52</sup>これは一体どうしたことであろうか。このことを説明するかのように「なかみち」は続けて「やつかれ若き時分これをうたがひてあまねくふるき文にもとめ又里の翁にあなぐり尋れどもそこ定むへき方もなくた、あやしミおもふばかり也元禄享保をさること百年にあまりて其時さへも知れかたき事の今になりてしるへきにあらず」という。つまり「若き時」から「なかみち」は、四条村の「塚山」が神武天皇陵であることを疑って各種文献にそれについての記述を求め、「里の翁」に話を聞いていたというのである。ここに「元禄」というのは、幕府が四条村の「塚根山」を神武天皇陵と定めた頃、<sup>53</sup>「享保」というというのは、『大和志』が著され刊行された頃<sup>54</sup>を示すと思われる。ただし、「さること百年にあまりて」に

ついでには、明確な指標を示すことはできない。しかしそれにしても、『大和志』からの引用に言寄せて「外に求むべき方もなければ」との一言をあたかも『大和志』の一部とも読み得る箇所に加えたのは、やはり牽強附会との指摘を免れ得ない所である。

続いて「なかみち」は似雲が西行の墓を探した故事に触れ、その後で歴史を振り返る視点から、天皇陵の衰微に至る経過が語られる。「なかみち」の該博な知識が存分に發揮された件である。

そして「なかみち」は「塚根山」を辞した。そして向かった先が「保良村」である。前にも触れたように「保良村」は山本村の枝村である。そして畝火山に登り、「里人」が「白土のハナ」また「岩ハナ」という所に着いた。「なかみち」は自らが「若き時」からここに関心があり、何度も訪れていたが、今回は具合よく観察できたという。それにしても、具合よく観察できたというのなら、「なかみち」は何を見たのであろうか、それをどのように記録したのであろうか、そこで何をしたのであろうか。これらの事柄は、「なかみち」がその真の神武天皇陵として認めるためにはどのような条件が必要であったのか、という極めて興味深い問題に直結する至って大切なことと思われる。しかし「なかみち」はただこう述べるのみである。「此所にまゝ居してしつかに見渡すに何となく御陵のさまとおもハレ侍る」。「しつかに見渡す」というが、何を見たのかを知りたい所である。「何となく御陵のさまとおもハレ侍る」というが、

「何となく」で良いのか聞きたい所である。

しかしまだ決着がついたのではなかった。右の引用に続けて「なかみち」はこういうのである。「大かたハ此ところにてたがひハあらし物をとおしはかり仕れとなほ明證シムシのなけれハ此山を南へ下りて畝火村にゆきぬ」。「なかみち」は畝火山に行つて何をしようというのであろうか。

まず、「(略)」を挟んで後段劈頭の「翁」についてである。この「翁」については、「(略)」の部分にその動向が記されている。それによると「なかみち」は、「人王四代懿徳天皇の御陵と公よりのしるしの札」のある「小さき森55」を過ぎた。それから字を甚右衛門という畝火村の「村長」に会つて、「(略)」の前段の後半の部分に記されている「白土のハナ」「岩ハナ」について尋ねようとした。しかし「村長」は不在で、字を甚兵衛という「若き人」の案内を受けて畝火村内を探索していた。そこに、出先から戻つてきた畝火村の「村長」の甚右衛門が「なかみち」を追いかけてきて合流したのであった。

そしてやはり「(略)」の部分には、この甚右衛門について次のようなことが『卯花日記』に書かれている。つまり、「おのれ(引用註、「なかみち」)ハ識る人にそあらざれども巴人子ハ此村長(引用註、甚右衛門)の相識れる人」であつたといふのである。「なかみち」に同行していた「巴人子」はこのことに気が付いて、「や、とよびと、め先酒をす、む此翁(引用註、「村長」の甚右衛門)もうちよろこびて酒のみてまと居(引用註、親しい者同士の楽しい集ま

り。団欒）したり」（四月二十六日条）という。こうした間柄であればこそその遣り取りが、「なかみち」とこの「村長」との間にも交わされることになる。以下、この「翁」「村長」については「甚右衛門」ということにする。

早速「なかみち」は、甚右衛門に神武天皇陵について問うた。神武天皇陵の何について問うたのかは『卯花日記』には特に記されていないが、「塚根山」が真の天皇陵であるのかどうかについて問うたとみて良いであろう。それに対する甚右衛門の答えは次の通りである。『卯花日記』の原文を再掲する。

この御陵の事ハ塚根山なりとふるく申傳へて公にもさためたまふうへハ外にしるへきやうもなしされとも此あたりのふるき翁なども何とやら今の所ハ亘たがひたるへうに申もなきにハあらず

驚くべき内容である。一見して明白な通り、その後段には甚右衛門による「此あたりのふるき翁なども何とやら今の所ハ亘たがひたるへうに申もなきにハあらず」と記されており、ここでは「此あたりのふるき翁などが、四条村の「塚根山」が幕府によって神武天皇陵とされていることを疑問とする考えのあったことが存分に語られているのである。果たしてこのこ

とを「なかみち」が『卯花日記』に記すとまで甚右衛門が想定していたかは全くわからないが、いずれにせよ、数ある近世における「塚根山」の神武天皇陵についての言説の中でも、最も印象的なものであることには全く間違いない。しかもそれは、右にみた「なかみち」およびその周囲の人的關係を介することよつてはじめて伺い知ることができたものなのであつた。

次いで「なかみち」は、「此山の中の字にもしもかしの尾白かしなんと云所かなきにや」と問う。「なかみち」としては、まさにこのことが聞きたかつたのである。甚右衛門は次のように答えた。やはり、『卯花日記』の原文を再掲する。

此畝火山ハ東の方ハ北より南へまわりてミな畝火村の領也南西ハ真名子谷のあたりまで此村の領分なり北ハ保良村より山本村の領にて西北のすみは慈明寺村の領真西ハ大谷村の領西南の所ハ吉田村の領也畝火邑のさかいハことに廣し此山の北のはし東のすみに白かしと申所ハあるなりさらハ山ふみして道しるべしてむ

甚右衛門は「村長」として、畝火村のことは知悉しているのである。「白かし」という所はあつたのである。先に引いた甚右衛門の「今の所ハ支たがひたるへうに申もなきにハあらず」との言には、確固たる裏付けがあつたのである。「なかみち」の心中は、歡喜に満ち溢れたこ

とであるう。

甚右衛門に従って「なかみち」は、畝傍山の東方の「大道」をひたすら北に行く。すると「北のすミ保良村の上に竹むらのある所をおしへてこゝそ白かしと云所也此畝火村と山本村との領さかいなりと云こはさきに見つる白土のハナ又ハ岩鼻と云處なり」という。つまり、先ほどまで居た所にまた来たというのである。しかもそこにはなんと、「白かし」「白土のハナ」「岩鼻」という所があったのである。

そして、「あたりの村里」の「郷踊」の伝承、「宣命所」と思われる場所が眼前に現れる。また、必ずしも「後の世の陵ハミなく南面にて北ニたかく御<sub>ヲ</sub>をつきたる物なれと」ではない、「後の世のさまのときにはあらず東高く西のひきくたゝ山の形にしたがひたる也」という、「後の世」とは異なる「上世」の天皇陵築造の原則にも考えを及ぼすことのできたのである。「此にてかむかうるに神武天皇御<sub>ハ</sub>こゝなりとさだめ侍りぬ」とは、ここまでの経緯を踏まえた上での「なかみち」の結論である。

そして長かった日も落ちてきたので、道案内をしてくれた甚右衛門に何度もお礼を言っ別れ、「なかみち」一行は今井に帰ったのである。

「白かし尾」「うたかひの晴たることのうれしさ云ばかりなし」(四月二十七日条)

翌四月二十七日の「なかミち」の動向について記す。「なかミち」は畝火山に行つて神武天皇陵の所在地についての自分の考えの当否を糺そうと思つたが、「巴人子」の家に用事があり、昼食を食べてから「巴人子」「田川氏」と「今井の里」を出て高市御縣神社(「苔の宮」とも)(樺原市四条町)に詣で、それから南に向かった。以下、左の引用に続く。

【卯花日記】

〔原文〕

かくて南にゆけハ大久保村なり村の北ニ大窪廢寺の跡とて東金堂西金堂の礎石あり芝生の中に大石七ツ八ツ見たり又此所に細き河のあるに此川中も大石あまた見たり村の西北の隅に森あり祠廂あり神武天皇をいつき祭り奉る也と村老のいへり村の中南の方に国源寺の跡あり今ハ小堂一字觀世音まします又小祠ありめくらマずに小池有て弁才天をまつる寺僧にふるき夏たつねんとて堂の方へゆくに折から戸さしこめて人有とも見へず大窪寺の事ハ大和旧跡書考に多武峰畧記を引て云田融院の天延二年泰然法師建立と云々人皇一の国王の為にすといへり考るに天武紀朱鳥元年檜隈寺輕大窪寺各村百戸限三十二年をしるされたりされは天延二年建立とするハたがへりにしへより朝家尊崇の御寺也いまの礎石にてそのむかしの有さま思ふべ



し再かむかうるに大窪寺日本紀ニ寺號をしるされす今の礎石ハ大窪寺の物にてのちに天延二年ニ泰善法師の建立ハ国源寺と名つけたるにや人王才一の国主のためにすといへるハ国源の名も神武天皇御事によれるにや此大窪の村は畝火山の真東にて御陵にちかくむかひたれはいよく御陵の所のしるし也また泰善法師の建立の時も神皇老翁と化したまひ丸は人王第一の国主なりこの所に寺を立てなんには永く宝柝(たから)を守るへしとのたまふと云事あり例のそらことにて受けかたけれ共御陵にちかきあたりなる事の證とハすへきなりこの里の西の方田の中に娘の塚とてさゝやかなる冢ありてかたはかり残りたり此なん万葉ニ見たる桜児のおきつきの跡なりとぞ此村の西に小河有桜河と云此川を渡りて保良村の白かし尾也此川より見るに御陵の所ハ三段に丸く高く松生しげりて山のつゝ(三)きとハいひなから誠にきつきたるさまのありくと見ゆるにぞかの式の兆域南北一町東西一町とあるによくかなひていよく御陵にうたがひなく年をへしうたかひの晴たることうれしき云ばかりなしこれハ巴人子のいさをなり此あたりのむらさとおさに相識る人多くいつかたにてもよく案内してをしへ給ふ故にかくまでに明ニなりゆくなりあはれ貝原(並)并河本居の大人に此事をかたりなバいかばかりよろこびたまふらんこの御陵より塚根山までハわつが(つが)に五六丁をへたつれどもそのあいたに川筋二筋もありて昔より尾上と云へき所にあらず又紀の東北としるされたるも記の畝火山の北白檮尾上としるされたるにもよくかなひたり塚根山はたかひたるにきわまりたりこれハ塚根山はいかに

と云にこれもいにしへの尊き人の塚なるへし庶<sup>アラメ</sup>兒手研耳命の冢なるか又ハ苔の宮にちかきなれハ高市御縣の神の塚なるか又四条村の里人の云ニハ中むかし四条村に大木右馬允と云人有てこのあたり知る人にていまも田地の字に屋敷跡の名残りりとそ此塚を福塚といひたるなりといへり御冢寺もありたるにや又日本記ニハ神武天皇の皇子手研<sup>タケン</sup>耳命神湊<sup>カシノカハ</sup>名川耳尊<sup>カシヤツイ</sup>神八井耳命三柱<sup>ハシラ</sup>としるされるに古事記ニハ庶<sup>ミ</sup>兒當藝志美命又皇后の御子日子八井次神八井耳命<sup>ツギニカン</sup>スカハミ、とすへて四柱<sup>ヨハシラ</sup>ましますとしるされたりされハかの山本村なる若宮を大和志に若井耳の宮としるされたるハ日子八井命<sup>ヒコヤツイ</sup>の御事にして山本村にある塚ハこの日子八井命の塚にして記<sup>(絶)</sup>にいわゆる畝火山の北ニかくし奉るとしるされたるそ神八井耳命の御塚にしていまの塚根山なるもしるべからすこハ枝葉の事にてしいてあげつらふへきこともなくされとも夏<sup>ナツ</sup>のついでにかきつくとまれかくまれ天皇の御陵といふはいたくたがへり

## 〔現代文訳〕

それから南に行くくと大久保村である。村の北には大窪廢寺の跡の東金堂・西金堂の礎石がある。芝生の中には大石が七ツ八ツある。またここに細い河があるが、この川の中にも大きな石が多くある。村の西北の隅に森がある。祠廟があり神武天皇を祀ると「村老」はいう。村の「中南」の方の国源寺の跡がある。今では、小堂一字に觀世音がおわします。また、小祠があり小池がめぐつていて「弁才天」をまつる。寺僧に古いことを尋ねようと堂に向かつて

行くと、その時には戸が閉まっていた人がいるようにはみえなかった。大窪寺のことは『大和旧跡書考』が「多武峰畧記」を引用して「円融院の天延二年に泰善法師建立」云々とし、「人皇一の国王の為にする」という。考えると「天武紀」に、「朱鳥元年檜隈寺軽大窪寺各村百戸三十年を限る」と書かれている。それならば、天延二年建立とするのは間違っている。古くから「朝廷尊崇」の御寺である。いまの「礎石」からその昔を思うべきである。再び考えると、大窪寺は『日本書紀』には寺号が記されていない。今の礎石は大窪寺の物で、後に天延二年に泰善法師の建立とするのは国源寺と名付けたことによるのであろうか。人王第一の国主のためにするというのは、国源との名も神武天皇の御事によってのことなのであろうか。この大窪村は畝火山の真東で（神武天皇 陵に近く向いているのであれば、（その大窪村に国源寺があるというのは、）確かに（大窪村が神武天皇の）御陵の場所ということの証拠である。また、泰善法師が（国源寺を）建立した時も、（神武天皇は）「神靈老翁」と化し、「朕は人王第一の国主である。ここに寺を立てたら長く「宝祚」（天皇の位）を守らなくてはならない」と仰ったことがあった。（しかしこれは）よくある（僧侶の）虚言であり受け入れられないが、（大窪村が神武天皇の）御陵の近くにあることの證とするべきである。この里の西方の田の中に「娘の塚」といって小さな冢があり少しだけ残っている。これは『万葉集』にみえる「桜児」の「おきつき」（墓所）の跡ということである。この村（大窪村）の西に小川

があつて「桜河」という。この川を渡ると保良村の「白かし尾」である。この川から見ると（神武天皇の）御陵の場所は三段に丸く高く松が生い繁つて山の続きとは言いながら、実際に築かれた様子がはつきりと見えるのであつた。あの『延喜式』にある兆域についての「南北一町東西二町」とあるのによく叶つていて、ますます（神武天皇）陵であることに疑いなく、年を経て（神武天皇陵の所在地についての）疑いが晴れたことの嬉しさは言葉では表せない。このことは「巴人子」の功績である。この付近の「むらさと」の「おさ（長）」には互いに知っている人が多くてどこでも良く案内をして教えてくれるので、ここまで明らかになつてゆくのである。ああ、「貝原」「並河」「本居」の「大人」にこのことを語つたら、どんなにお喜びなれることであろうか。この（神武天皇の）御陵から「塚根山」までは僅かに五〜六町を隔てる（のみである）が、その間に川筋が二筋もあり、昔から「尾上」というべき所ではない。また、（それに対して「白かし尾」は）『日本書紀』が（神武天皇陵について）「東北」と記していることにも、『古事記』が（神武天皇陵について）「畝火山の北白禰尾上」と記していることにもよく叶つている。「塚根山」は（神武天皇陵とは）違ふと決まつた。それでは「塚根山」は何なのかというと、これも古い時代の尊い人の塚であろう。（綏靖天皇の）庶兄の手研耳命の塚であろうか。もしくは「苔の宮」に近いので高市御縣神社の神の塚であろうか。また四条村の「里人」がいうには、「中むかし」に四条村に「大木右馬允」という人

がいてこの辺(のこと)を治める人で、今も田地の字に「屋敷跡」との名が残っているということで、この塚を「福塚」という。御家寺もあるのであるのか。また、(それに対して「白かし尾」は)『日本書紀』には神武天皇の皇子として「手研耳命」「神淳名川耳尊」「神八井耳命」の三柱と記されるが、『古事記』には庶兄として「當藝志美命」また皇后の御子として「日子八井(命)」「神八井耳命」「神沼河耳命」のすべてで四柱いらつしゃると記されている。すると、あの山本村の「若宮」を『大和志』が「若井耳の宮」とするのはこの「日子八井命」の(塚であるという)ことである。(さらに言えば、)山本村のこの塚は(この『大和志』の記すところによって)「日子八井命」の塚なのではあるけれども、(それよりも)『日本書紀』に「(神八井命を)畝火山の北ニかくし奉る」とある(ことの方がより重んじられる)のであれば、そこ(こそ)が「神八井命の御塚」なのである。そうだとすれば、いまの(四条村の)「塚根山」がそこ(「神八井命の御塚」)であるのかも知れない。(しかし)これは枝葉の事であり強いて論<sup>あげつら</sup>うようなことでもないが、とは言うものの事のついでに書き付ける。いずれにしても、「塚根山」は神武)天皇の御陵というのとは甚だしく違う。

以下右の引用部分より、「なかみち」が四月二十七日の段階でたどりついた神武天皇陵についての考察に直接関連する部分に特に焦点を当てて述べることにする。そのことによって、「な

かミチ」の意図なり心中なりをより深く考えることができると思われるからである。

「なかみち」は、大久保村で「大窪廃寺の跡」やその「礎石」、そして「国源寺の跡」を訪れた。『卯花日記』は、そこでの観察に沿って神武天皇陵をめぐる各種文献による議論を展開する。そして、「この里」（大久保村）の西の方の田の中にある「娘の塚」という小さな塚が『万葉集』にみえる「桜児」の「おきつき」（墓所）の跡というとした後で、いよいよ「白かし尾」に向かうのである。

さて、大久保村の西に「桜河」がある。「なかみち」一行はこの川を渡って洞村の「白かし尾」に着いた。ここで「なかみち」はある観察をした。「桜河」からみると、（神武天皇の）御陵の場所（洞村の「白かし尾」）について「なかみち」は、「御陵の所ハ三段に丸く高く松生しげりて山のつゝもとハいひなから誠にきつきたるさまのありくと見ゆるにぞ」というのである。この視点は重要である。これがもし自然の地形であるなら、そこは当然神武天皇陵ではあり得ない。そうではなく、そこが人の力が加わってできた地形であることの根拠を、「なかみち」はそこが「三段に丸く高く」といういわゆる三段築成であるとみられることに求めたのである。これは「なかみち」の慧眼と言うべきである。そして「なかみち」は、「白かし尾」が『延喜式』の示す神武天皇陵の兆域に合致するとした上で、次のようにその時の感慨を露わにする。原文より再掲する。

いよく御陵にうたがひなく年をへしうたかひの晴たることのうれしさ云ばかりなしこれハ巴人子のいさをなり此あたりのむらさとのおさに相識る人多くいつかたにてもよく案内してをしへ給ふ故にかくまでに明二なりゆくなりあはれ貝原并河本居の大人に此事をかたりなバいかばかりよろこびたまふらん

ここで「これハ巴人子のいさをなり」というのは、「巴人子」が甚右衛門と会った際に、「相識れる人」であるとするが気が付いて旧交を温め、甚右衛門の「なかみち」一行に対する親しみと信頼を得たことを指す。このようなことを通じて地域に関する理解を深めることがよくあるのは「なかみち」もよく承知していたようで、右の引用に続く部分で、「此あたりのむらさとのおさに相識る人多くいつかたにてもよく案内してをしへ給ふ故にかくまでに明二なりゆくなり」と記す。そして更に続けて「あはれ貝原并河本居の大人に此事をかたりなバいかばかりよろこびたまふらん」と言うが、これは、さまざまな書籍を読み解く文献調査と、実際に現地を巡って様子を観察するとともにそこで生活をする人びとから話を聞く実地調査とを併せて行なう「なかみち」であればこそその心境の表白といえよう。

「なかみち」が次に述べるのは、「塚根山」についてである。即ち「なかみち」はそもそも

「塚根山」は「尾上」というような所にはなく、それに対して「白かし尾」は、『日本書紀』の記述にも『古事記』の記述にもよく叶っている、そうしてみれば「塚根山」は神武天皇陵とは違うと決まった、というのである。「なかみち」は、遂に最終的な結論に至ったのである。

これに次いで「なかみち」が取り上げたのは、それでは「塚根山」は何なのか、という問題である。「なかみち」は、まず誰が葬られているかについての可能性を探る。手研耳命、高市御縣神社に祀られている神、あるいは、かつて四条村を治めていた「大木右馬允」なのか。この場合には字に「屋敷跡」との名が残るし「御冢寺」ということもあると、考え得る限りの候補を挙げる。

そして「なかみち」は、神武天皇の皇子についての記述を『日本書紀』『古事記』から書き出してゆく。その上で「なかみち」は、神八井耳命墓についてのある考えを想起する。その考えというのは、その日の四月二十七日から五日遡った同月二十二日条の『卯花日記』の記述にみえる山本村「村長」孫七の考えで、同村の「字ミサンザイ」または「ミサンダイ」を「神八井（耳）命の御墓」とするものである。この考えに「なかみち」は、その時は賛同していたのであった。しかしこの度『日本書紀』『古事記』から神八井耳命を含めて神武天皇の皇子についての記述を書き出してみて、信頼が置かれるべき『日本書紀』に神八井耳命の墓は「畝傍山の北」にあると記されていることの重さを「なかみち」は改めて認識したのであろう。「なか



「ミチ」は、四条村の「塚根山」を神八井耳命墓とすることに改めたのである。

このように「なかミチ」は、神八井耳命についての自説には全く固執しない。「こハ枝葉の事」とまで言い切るのである。しかもこれに続けて「塚根山」について「とまれかくまれ天皇の御陵といふはいたくたがへり」という。しかし、「塚根山」が神武天皇陵として幕府によって管理されていることを思い合せれば、いかにもこれは手厳しい。「白かし尾」を神武天皇の真陵との考えを強く推進した「なかミチ」の、意思の強さの裏返しとみるべき一言である。

## おわりに

### 研究史の継承と独自の実証

本稿で取り上げ得た範囲で言えば、「なかミチ」の最たる主張はもちろん洞村の「白かし尾」を真の神武天皇陵とすることである。しかしそもそも、「なかミチ」はなぜ神武天皇陵についてかくまでに強い関心を向けるようになったのであろうか。もともとこの問題は本稿の範囲を越えるのであって、奈良盆地に若い頃を過ごしてその後「難波」に居を構えた「なかミチ」の人生そのものや、神武天皇陵以外の天皇陵、天皇陵以外の古墳、また寺社等、そして様々な

事柄を含めた総合的な議論が必要なことであるには違いない。

それでは、ここで仮にそれよりは範囲を狭めた視点を設定してみたらどうであろうか。いわば、神武天皇陵の研究史に立脚した視点である。本稿ではその研究史を構築した学者として竹口栄斎・本居宣長・蒲生君平のみを取り上げたが、いずれも、幕府が神武天皇陵として管理する四条村の「塚山」（既述の通り「なかみち」は「塚根山」とする）は神武天皇陵ではないことで一致できてはいたのである。

そしてこの三人は、『古事記』『日本書紀』『延喜式』といった国の歴史全体に関わる史料や『大和志』等の地誌、そして地元に伝わる伝承の調査も含めた研究を各々行なうて、大略一致した結論を得た。それは、三人それぞれが畝傍（火）山中に存する「カシフ」「加志」あるいは「御陵山」（この名称については蒲生君平の誤解あるいは誤謬である。既述）と名称は異なるにしても、実体としては（おそらく）同一の場所を神武天皇陵とするというものである。そしてこの成果（あるいはそこに至るまでの経過）は、本居宣長著『菅笠日記』・『古事記伝』・『玉勝間』として、また蒲生君平著『山陵志』として刊行され、「なかみち」はそれらを購入しあるいは閲覧する機会に充分にあったと思われる。

しかるに「なかみち」は、このようないわば先学の業績に接してどのような反応を示したのであろうか。反応といっても学問の上でのことであるから、必ずしも行動に移すばかりが反応

ではない。頭の中で心の中で何かがもし変化したのであれば、それは立派な反応といえる。しかしこの「なかみち」の場合にはそうでもない。本稿で縷縷見た通り、「難波」から「今井の里」まで、そしてその間の小さな行程を含めて約一箇月にもわたる道中では、「なかみち」はその現場をその眼で見、そこに生活する人の声をその耳で聴いたのである。

### 「白かし尾」の発見

このように「なかみち」は、竹口栄斎・本居宣長・蒲生君平といった学者の著作に刺激を受けて、道中を敢行するに至ったのであるが、果たしてそれは、後世における学問的な批判にも充分耐えうる成果として結実したのである。

それは、やはり何と言っても『卯花日記』それ自体である。本稿で取り上げ得た神武天皇陵に関する記述以外にも、学問上各方面から注目されるべき記述は多いが、敢えてここで神武天皇陵に関する事柄に絞ってひと言付け加えれば、『卯花日記』が著された文政年間以降神武天皇陵をめぐる政治的な環境は変化を重ねてゆくのである。このことは拙著『神武天皇の歴史学』ですでに詳しく述べたことであるが、例えば、神武天皇陵は尊皇攘夷の象徴としてあるのか、それとも公武合体を具現するものとしてあるのかというような事柄にしても、事実上その都度の情勢の変化に追従せざるを得ないのが実のところなのであった。そしてその間に並

行してなされていたのが、まさに、神武天皇陵はどこなのかという問題であった。そうならばこの問題も、例えば、真実を求める学問の範疇として捉えらるべきである等というような悠長なことを言ってもいられないという場合も、現実としてはあつたであろうと思われる。

ここでは敢えて、「なかみち」によつて発見された「白かし尾」はその後どのように評価されたかということ等について述べることはしない。ただ言えるのは、その「白かし尾」の地はその後事実上「丸山」と名を変え、山本村の「神武田」が神武天皇陵として修補された「文久の修陵」を経ても、その「丸山」を真の神武天皇陵と考える人びとは短くはない年月の間絶えることはなかったのである。そのようななか、果して『卯花日記』はどのように読まれてきたのであろうか。このことを抜きにして『卯花日記』が今日まで読まれ続けてきたことの意味が明らかにされたとは言えない。

そして繰り返すことにもなるが、『卯花日記』は決して本稿でみた範囲がすべてなのではない。『卯花日記』の全部が、そしてその著者「なかみち」の人物像が全体として考察の対象となり得てこそその新たな発見もあることであろう。本稿がそのための一步として何某かの役割りを果たしたとすれば、これを過ぎる喜びはない。

註

- (1) 『卯花日記』によると、出発地の「難波」からは「従者長七」(四月十七日条)が随行したが、目的地といべき「今井の里」(四月十八日条)に着いて以降は、「なかみち」の知音や縁故者が適宜同行している。その内容は、必要に応じてその都度指摘する。
- (2) ただしここでみた、宮内庁書陵部図書寮文庫本『卯花日記』函架番号(三五一一五五九)について「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」は、「編著者」を「津川仲道」とする。図書寮文庫には『卯花日記』がもう一点函架番号を「陵・七三二」とするものがあるが、これも「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」は「編著者」をやはり「津川仲道」とする(この二点については、『和漢図書分類目録下』(昭和二十八年三月、宮内庁書陵部)〔三五一一五五九〕(一一〇三ページ)、『和漢図書分類目録増加一』(昭和四十三年四月、明治書院)〔陵・七三二〕(一六九ページ)とも「津川仲道」とする)。この他、「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」によれば宮内公文書館にも『卯花日記』(識別番号四〇三〇五)が所蔵されているが、「編著者」等の記載はない。
- (3) あるいは、同じく図書寮文庫所蔵本『卯花日記』(大正十三年七月二十七日写)(函架番号、陵・七三二)にしても、同じく宮内公文書館所蔵本『卯花日記』(識別番号、四〇三〇五)にしても同じことである。
- (4) 本論文で『卯花日記』の底本とした図書寮文庫本(函架番号三五一一五五九)には、篠原元博による「題卯花日記後」が付されており、そこには「文政庚寅<sup>(十三年)</sup>寅端<sup>(五月五日)</sup>午日」とある。
- (5) 拙稿「中條良藏著『御陵并定陵内敷与御沙汰之場所奉見書附』について」(『日本常民文化紀要』第三十八輯(令和六年三月、成城大学大学院文学研究科日本常民文化専攻)所収)参照。
- (6) 拙稿「神武田」に造営された神武天皇陵をめぐる諸説―大澤清臣『畝傍山東北陵諸説辨』―(『日

本常民文化紀要』第三十七輯〔令和五年三月、成城大学大学院文学研究科日本常民文化専攻〕所収）参照。

- (7) 大官大寺については『大和上代寺院志』七十・七十一ページ、紀寺については同七十八ページ、久米寺については八十ページに記述がある。
- (8) 『日本歴史地名大系第三〇巻』一七九ページ。
- (9) 『日本歴史地名大系第三〇巻』三〇八～九ページ。
- (10) 『日本歴史地名大系第三〇巻』三三二ページ。
- (11) 『日本歴史地名大系第三〇巻』三三四ページ。
- (12) 『日本歴史地名大系第三〇巻』三三七ページ。
- (13) 『日本歴史地名大系第三〇巻』三〇〇～一ページ。
- (14) 『日本歴史地名大系第三〇巻』三二一～二ページ。
- (15) 『日本歴史地名大系第三〇巻』三二九ページ。
- (16) 『日本歴史地名大系第三〇巻』二二三ページ。
- (17) 『日本歴史地名大系第三〇巻』二二二ページ。
- (18) 『日本歴史地名大系第三〇巻』二〇九ページ。
- (19) 『日本歴史地名大系第三〇巻』二九三～四ページ。
- (20) 『日本歴史地名大系第三〇巻』二八三～四ページ。
- (21) 『日本歴史地名大系第三〇巻』二七三ページ。
- (22) 『日本歴史地名大系第三〇巻』二七二～三ページ。
- (23) 『日本歴史地理大系第三〇巻』二七三ページ。

- (24) 『改定新庄町史料編』九一五～六ページ。
- (25) 「寺川」については『橿原市史本編上巻』八四六ページ、「益田池」については同じく八六三～四ページ。
- (26) 「畝傍山東北」については『橿原市史本編上巻』八九六～八ページ、「畝傍山南織沙谿」については同じく九二二～三ページ、「中山塚」については同じく九二八ページ、「円山古墳」については同じく九三七～八ページ。
- (27) 「国源寺」については『橿原市史本編上巻』九六一～二ページ。
- (28) 「牟佐神社」については『橿原市史本編上巻』一〇一ページ。
- (29) 『川上村史通史編』一四三ページ。
- (30) 『川上村史通史編』九八一ページ。
- (31) 『川上村史通史編下巻』二六五～九ページ。
- (32) 拙著『神武天皇の歴史学』三十一ページ。また秋山日出雄・廣吉壽彦編『元祿年間山陵記録』(平成六年三月、由良大和古代文化研究協会)四十二～四ページ。
- (33) 「神武田」の地が「字ミサンサイ」「字ツホネカサ」ともされていたことは、拙著『神武天皇の歴史学』九十九～一〇二ページ等。
- (34) 高野和人編著『天皇陵絵図史料集』(平成十一年四月、青潮社)。
- (35) 勢田道生著「津久井尚重の研学と交流―附・名古屋蓬左文庫蔵『講席余話并抄出』所収学統図翻刻」(大阪大学古代中世文学研究会『詞林』第五十号、二〇一一年十月)六〇ページ。
- (36) 奈良県立図書情報館所蔵。国文学研究資料館「国書データベース」による閲覧。未刊。
- (37) 安政二年四月「御陵并帝陵内敷与御沙汰之場所奉見伺書附」(中條良藏他二名)によれば、「同村枝(山本)、

郷洞村」(傍点引用者)とある(拙稿「中條良藏著『御陵并帝陵内敷与御沙汰之場所奉見伺書附』について」、『日本常民文化紀要』第三十八輯、令和六年三月)(原文)二十七ページ、(現代文)四十七ページ)。

(38) 本稿で依拠した『陵墓志』にはこの部分に抹消の指示があり、その部分は「」として示した。しかし判読できる状態の場合は、原稿に起こして考察の対象とした。

(39) 『日本思想大系40本居宣長』(一九七八年一月、岩波書店)所収「主要著作年譜」(六二六～三〇ページ)による。以下本居宣長の著作の刊行年については、『古事記伝』『玉勝間』も同じ。

(40) 『本居宣長全集第十八巻』(昭和四十八年三月、筑摩書房)三七二ページ。

(41) 『本居宣長全集第十巻』(昭和四十三年十一月、筑摩書房)四五五～ページ。

(42) 『日本思想大系40本居宣長』(一九七八年一月、岩波書店)七十六～七ページ。

(43) 本稿で依拠した竹口栄斎著『陵墓志』の奈良県立図書館所蔵本の「第三巻皇子皇女部自五瀬命至有馬皇子」は、神八井耳命墓を「畝<sup>ウツヒヤ</sup>傍山北墓」としてその所在地を「大和国高市郡畝傍山北山本村西方字宮山」とする(奈良県立図書館まほろばデジタルライブラリーによる閲覧)。

(44) 寛政八年十二月十一日と同十二年二月三日から四日と考えられる。阿部邦男著『蒲生君平の「山陵志」撰述の意義』「前方後円」墳の名付け親の山陵研究の実態」(平成二十五年三月、皇學館大学出版部)一四六ページ。

(45) 三島吉太郎編『増補校訂蒲生君平全集』(明治四十四年十一月発行、昭和十八年二月増補六版、盛文社)は「書翰並詩文雜稿」「一書翰」で「二山陵荒廢の態を告げて之が修復に關する意見を述ぶる書狀」としてこの書狀を載せ、「拙者(引用註、蒲生君平)同志之者」として「竹田榮齋」を挙げ、「竹田榮齋ト申者其先祖南朝ニ仕テ後伊勢ノ國司北畠殿ニ屬シ自織田信雄為伊勢ノ嗣ニ世々織田左衛門督殿ニ



仕申候者也。今隱居シ三輪神社ノ傍住居リ此仁和書ヲ博覽古事ニ通シ昔シ元禄中大阪人松下見林先王廟陵記ヲ撰ス、其中猶誤脱多ニ因テ是ヲ補度其他古昔名臣之墳墓モ其土地ノ名田地字等ニ付而探リ求メ陵墓志ヲ撰ミ被申候。」(五四三〜四ページ)と、竹口榮齋について述べる。

(46) 以上本居宣長・竹口榮齋・蒲生君平の交流については拙著『神武天皇陵の歴史学』五〇〜二ページ。

(47) 引用の後段の「まるで古墳(古い時代の墓地)でもあるかのように盛り上がっている」の原文は、「墳然<sup>ノ</sup>而隆起<sup>ス</sup>」である。このうち「墳然」を通説に従って解釈すると意味が取れない(「墳然」は、例えば諸橋轍次著鎌田正・米山寅太郎修訂『大漢和辞典』(修訂第二版)〔ジャパンナレッジによる閲覧〕では「順ふさま(管子、君臣下)墳然若<sup>シ</sup>父子。〔註〕墳然、順貌。」とある)。そこでこの際、「墳然」の内「然」を意味を添加する接尾語とみるとともに、全体としては文脈に沿って解することとした。各位の厳しい御批判を乞う。

(48) 並河水『大和志・大和志料―大和志―』(昭和六十二年十二月、臨川書店)「日本輿地通志畿内部卷第二十四」「大和國之十四」二七二ページ。

(49) 本稿で『山陵志』の底本としたのは、すでに本文でみた通り安藤英男著『蒲生君平著山陵志』所収の版本であるが、三島吉太郎編『増補校訂蒲生君平全集』の「山陵志第一」に拠っても、「大和志、此を以て神八井の墳と為す(書き下し文とした)」の部分は同じである。ただし、同全集は掲載した『山陵志』の底本については言及しておらず、巻頭の「例言」で「本書は蒲生君平翁の名著山陵志、職官志を始め、今書、不恤緯及び女誠國字解等の諸書と、修静庵遺稿、修静庵遺稿拾遺、蒲生君平遺稿等の詩文集と蒲生家及び其他の諸家に傳はれる翁の書翰、詩文、和歌、川柳等の遺稿とを輯めて一卷と成したるものなり(九ページ)」とするのみである。

(50) 拙著『神武天皇の歴史学』三〇〜七ページ。

- (51) 富士川英郎・松下忠・佐野正巳編『詩集日本漢詩第七卷』(昭和六十二年六月、汲古書院)「粟山堂詩集」「神武山陵」(九〇一〇ページ)参照。
- (52) 『大和志』の該当する部分を再掲すれば「畝傍山東北陵」神武天皇〇在三四條村<sup>ニ</sup>「祠廟在二大窪村<sup>ニ</sup>」(並河永校訂『大和志・大和志料―大和志―』二七〇ページ)。
- (53) 元禄十年九月十六日に、奈良奉行所の役人による「四条村の内小泉堂村」(ひらかなのルビは引用者による)の村役人への取り調べがあり、「字塚山」(『卯花日記』のいう「塚根山」)が「神武天皇御廟所」と伝えられていることの返答があった(拙著『神武天皇の歴史学』三十一ページ)。
- (54) 『大和志』(日本輿地通志畿内部分第十一)の刊行は、「享保二十一年丙辰初春吉日」(並河永校訂『大和志・大和志料―大和志―』)。
- (55) この「小さき森」は、今日の「イトクの森」である。ここには「イトクの森」(橿原市畝傍町)があり、その墳丘上に池田神社が鎮座していて懿德天皇が祀られている。近世には(つまり『卯花日記』の当時には)同地が懿德天皇陵とされていたが、文久の修陵に際して現地に変更された(上野竹次郎編『山陵』(大正十四年七月、昭和四年五月増補四版、山陵崇敬会、『山陵(新訂版)』として一九八九年二月に名著出版から復刻)二十二―三ページ)。なお本稿の趣旨に即して付記すれば、谷森善臣著『山陵考』は「畝傍山南織沙溪上陵」の条で、「津川仲道」著『卯花日記』から懿德天皇陵に関する「なかみち」の考証の部分を用用する(『文久山陵図』(二〇〇五年二月、新人物往来社)一三八―九ページ)。
- (56) 「白かし尾」とは、『古事記』が記す神武天皇の葬地を示す「白禰尾上」とほぼ同じであり、しかもそのうちの「上」は「ほとり・かたわら」との意味である(『新編日本古典文学全集1古事記』(一九九七年六月、小学館)一六四―五ページ、頭注四)から、仮に『古事記』を原典として考えた場合、神武天皇陵の所在地の呼称として「白禰尾」(あるいは「白かし尾」)はこの上なく正しいといこ

ともできる。しかし例えば、すでに本稿で『卯花日記』から引用した四月二十六日条には「なかみち」の言として「此山の中の字にもしもかしの尾白かしの、なんと云所かなきにや」(傍点引用者)とある。いずれにしてもこれらは「なかみち」が真の神武天皇陵に行き着くために設定された手掛かりと考えることもできるのである。ここではこれ以上の詮索はしないことにして、このまま先に進めることにしたい。

(57) 『卯花日記』のこの部分(「此川より見るに御陵の所ハ三段に丸く高く松生しげりて山のつ、きとハいひなから誠にきつきたるさまのありく」と見ゆる)は、いかにも蒲生君平著『山陵志』の「必ず宮車に象りて前方後円ならしめ、壇となして三成みかさねとしかつ環らずに溝を以てす」(読み下し文)、『山陵志』については以下同じ)との著名な一節を想起させるが、同部分は「開化より其の後蓋寝の制ありて垂仁に及び始めて備わる。下つて敏達に至り凡そ二十三陵は制は略ぼ同じ。凡そ其の陵を営むに山に因て其の形勢に従い、向う所方なく、大小高卑長短定め無し。其の制たるや」に続くものであって、決して神武天皇陵についても適用されるべく著されたものではない。念のため記せば、『山陵志』は神武天皇の頃の「山陵の制」について、「大祖(引用註、神武天皇のこと)より孝元に至り、猶丘隴に就いて墳を起こす」とあるのみである。従つて、「なかみち」が「桜河」から「御陵の所」を見るに際して「三段」に「きつきたるさま」であることに注目したのは、『山陵志』の影響によるものとは全く考えられない。

〔註記〕

・本稿において史料等を引用する際、「穢多」「餌取」など現在では差別的とされる表現が含まれることがある。これらは当時の時代・社会意識を反映させたものであり、歴史的史料等としての性格上そのままとし

た。著者に差別を助長する意図は全くないことをここに明記する。

・「畝傍」「畝火」については、「畝火」が『古事記』によるもの、「畝傍」が『日本書紀』によるものであるが、どちらかに統一することもできず、その箇所毎に適切と思われるいずれかの表記によることとした。

また「櫃」「櫛」等についても、当該史料にみえる用字にその都度従うこととした。

・本稿は、令和六年度成城大学特別研究助成「神武田に造営された神武天皇陵に対する「異説」についての研究」の成果の一部である。